

平成二十五年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第一号）

平成二十五年九月十日（火曜日）

出席委員（十四名）

委員長	前田信一		
副委員長	奈良岡文英		
委員	奈良完治	清水孝夫	
	鶴賀谷貴	小野稔	
	藤林公正	吉村忠男	
	相馬勝治	工藤健一	
	佐々木政美	横山哲英	
	浅利直志	野呂日出男	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	平田博幸
総務課長選管事務局長併任	五十嵐晋

企 画 財 政 課 長
税 務 課 長
住 民 課 長
福 祉 課 長
建 設 課 長
農政課長農委事務局長併任
会計管理者会計課長兼務
上 下 水 道 課 長
監 査 委 員
選 管 委 員 長
教 育 委 員 長
教 育 長
学 務 課 長
生 涯 学 習 課 長
学校給食センター所長
農 業 委 員 会 会 長

能登谷 英 彦
横 山 精 逸
三 浦 郁 雄
齋 藤 美津昭
対 馬 猛 清
三 上 正 裕
根 岸 鉄 二
幸 田 信 雄
神 忠 勝
三 浦 秀 男
田 澤 文 雄
武 田 登
工 藤 峰 靖
小 杉 利 彦
佐々木 盛 男
工 藤 勲

事務局職員出席者

事 務 局 長
補 佐

佐々木 克 治
三 浦 孝 司

審 査 日 程

議案第五十六号 平成二十四年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第五十七号 平成二十四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第五十八号 平成二十四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第五十九号 平成二十四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第一日 平成二十五年九月十日

開 議 午前十時

○委員長（前田信一君）

おはようございます。

平成二十四年度決算につきましては、平田町長初め各担当課には限られた財源の中で町民のための決算、大変ご苦労さまでした。

議案審議につきましては、委員皆様にもスムーズに進みますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員数は十四名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

当特別委員会に付託された案件は、議案第五十六号平成二十四年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から、議案第六十二号平成二十四年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件までの七件でございます。

議案説明等のため、理事者及び説明員の出席を求めました。

初日の本日は、議案第五十六号平成二十四年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から、議案第五十九号平成二十四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件までを審査いたします。

二日目は、議案第六十号平成二十四年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件のほか二件を審査する予定です。

なお、詳しい審査日程については、お手元に配付しております日程によりご了承願います。

また、歳入歳出を一括審査します。

それでは、審査日程に従い、議案第五十六号平成二十四年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

歳入歳出決算の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（根岸鉄二君）

おはようございます。

それでは、議案第五十六号平成二十四年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、一括してご説明申し上げます。なお、金額につきましては、歳入は収入済み額、歳出は支出済み額を申し上げますので、よろしくお願いたします。また、四百二十八ページからの決算説明資料につきましても、あわせてご参照いただければと存じます。

それでは、十三ページをお開きください。歳入総額は、七十七億三千七百七万円余りとなりました。

次に、十七ページをお開きください。歳出総額は、七十五億四千二百九十五万円余りとなり、歳入から歳出を差し引いた剰余金は一億九千四百十二万円余りとなったものであります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源として、継続費遞次繰越額が二千四百八十八万円余り、繰越明許費繰越額が三百九十九万円余り、事故繰越し繰越額が百四十四万円余りで、その合計額三千三十二万円余りを差し引いた実質収支額は一億六千三百七十九万円余りとなるものであります。実質収支額のうち、地方自治法第二百三十三条の二の規定により、財政調整基金へ一億円、減債基金へ四千万円を繰り入れし、残りの二千三百七十九万円余りを翌年度へ繰り越すものであります。

それでは、歳入歳出につきまして、決算事項別明細書により、その主なものについてご説明いたしますので、二十二、二十三ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。第一款の町税は、調定額十一億七千七百九十八万円余りに対して、収入済み額が十億八千百三十九万円余りとなり、収納率は九一・八％、歳入に占める割合は一四・〇％、前年度対比ではプラス〇・六％の六百三十四万円余りの増となったものであります。内訳としましては、第一項町民税が四億六千六百六十七万円余り、前年度対比ではプラス一・一％の四千六百十五万円余りの増、第二項固定資産税が四億七千四百四十九万円余り、前年度対比ではマイナス七・九％の四千十四万円余りの減、第三項軽自動車税が三千八百五十四万円余り、前年度対比ではプラス一・四％の五十四万円余りの増、第四項町たばこ税が一億九百六十八万円余り、前年度対比ではマイナス

〇・二％の十九万円余りの減となったものであります。

次のページをお開きください。第二款地方譲与税が七千五百三十五万円余り、歳入に占める割合は一・〇％、前年度対比ではマイナス五・四％の四百三十一万円余りの減となったものであります。

第六款地方消費税交付金が一億三千五百六十七万円余り、歳入に占める割合は一・八％、前年度対比ではマイナス〇・九％の百二十四万円余りの減となったものであります。

二十六、二十七ページをお開きください。第七款自動車取得税交付金が二千五十八万円余り、歳入に占める割合は〇・三％、前年度対比ではプラス二五・〇％の四百十一万円余りの増となったものであります。

第九款地方交付税が三十六億九千四百八十四万円余り、歳入に占める割合は四七・八％、前年度対比ではプラス〇・八％の二千八百九十五万円余りの増となったものであります。内訳としましては、普通交付税が三十四億四千二百三十三万円余り、特別交付税が二億五千二百五十一万円余りであります。

第十一款分担金及び負担金は、調定額一億七千八百二十三万円余りに対しまして、収入済み額が一億七千四百十九万円余り、収納率は九七・七％、歳入に占める割合は二・二％、前年度対比ではプラス五・三％の八百七十九万円余りの増となったものであります。

次のページをお開きください。第十二款使用料及び手数料は、調定額七千十七万円余りに対しまして、収入済み額が五千九百九十三万円余り、収納率は八五・四％、歳入に占める割合は〇・八％、前年度対比ではマイナス二・九％の百七十七万円余りの減となったものであります。

三十ページ、三十一ページをお開きください。第十三款国庫支出金が七億七千七百九十万円余り、歳入に占める割合は一〇・一％、前年度対比ではプラス〇・七％の五百十一万円余りの増となったものであります。内訳としましては、第一項国庫負担金が四億八千五百三十万円余り、これは次のページをお開きください、民生費国庫負担金の一節の介護訓練等給付費負担金のほか、三節の保育所運営費負担金、四節の子ども手当負担金が主なものであります。

第二項国庫補助金が二億八千七百六万円余り、主なものとしましては第二目土木費国庫補助金が一億一千八百八十五万円余り、これは社会資本総合整備交付金が主なものであります。第三目教育国庫補助金が七千六百九十二万円余り、これは小学校建設に伴う交付金が主なものであります。

三十四、三十五ページをお開きください。第十四款県支出金が四億一千七百三十五万円余り、歳入に占める割合は五・四％、前年度対比ではマイナス八・〇％の三千六百六万円余りの減となったものであります。内訳としましては、第一項県負担金が二億七千七百七十九万円余り、これは第一目民生費県負担金で、二節の介護訓練等給付費負担金のほか、三節の保険基盤安定負担金、次のページをお開きください、五節の保育所運営費負担金が主なものであります。

第二項県補助金が一億九百四十三万円余り、主なものとしましては第二目民生費県補助金が五千五百十一万円余り、これは四節の重度心身障害者医療費補助金、五節の保育対策等促進事業費補助金が主なものであります。第三目衛生費県補助金が一千八百九十九万円余り、これは乳幼児はつらつ育成事業費補助金、子宮頸がん予防ワクチン等緊急促進事業費補助金が主なものであります。第四目農林水産業費県補助金が二千百十七万円余り、これは農業委員会交付金のほか、次のページをお開きください、戸別所得補償制度推進事業費補助金、担い手確保農地集積事業費補助金が主なものであります。

第三項委託金が三千十一万円余り、これは第一目総務費委託金の二節の県税徴収取扱委託金が主なものであります。

次のページをお開きください。第十五款財産収入が二千百九十二万円余り、歳入に占める割合は〇・三％、前年度対比ではプラス三〇三・六％の一千六百四十八万円余りの増となったものであります。

四十二、四十三ページをお開きください。第十七款繰入金が二千二十二万円余り、歳入に占める割合は〇・三％、前年度対比ではプラス二五一・六％の一千四百四十七万円余りの増となったものであります。

第十八款繰越金が四千九百七十四万円余り、歳入に占める割合は〇・六％、前年度対比ではマイナス六・七％の三百五十九万円余りの減となったものであります。

第十九款諸収入が一億九千九百八十二万円余り、歳入に占める割合は二・六％、前年度対比ではマイナス〇・一％の二十八万円余りの減となったものであります。主なものとしましては、次のページをお開きください、第三項貸付金元利収入が六千百七十八万円余り、これは地域総合整備資金貸付金元利収入が主なものであります。

第五項雑入が一億三千二百二十万円余りであります。

次のページをお開きください。雑入の主なものは第三目の一節の競輪交付金、三節の市町村振興自治宝くじ交付金、原子燃料サイクル事業推進特別対策事業補助金などであります。なお、第三目三節の雑入の備考欄のその他雑入七百五十万円余りの詳細につきましては、別に配付しております平成二十四年度雑入予備費に関する資料をご参照願います。

第二十款町債が九億九千五百十万円、歳入に占める割合は一二・九％、前年度対比ではプラス四五・四％の三億一千八十一万円余りの増となったものであります。主なものとしましては第一項町債第二目農林水産業債が一億四千五百五十万円、これは福島・徳下地区ほ場整備事業及び福館地区ほ場整備事業並びに農業基盤整備促進事業債であります。

次のページをお開きください。第三目土木債が八千四百三十万円、これは一節の町道整備事業に係る町道整備事業債が主なものであります。第四目消防債が一千七百三十万円であります。第五目教育債が四億三千八百五十万円、これは藤崎及び常盤小学校改築事業に係る整備事業債であります。第六目臨時財政対策債が三億八百五十万円であります。

以上、歳入の収入済み額合計が七十七億三千七百七万円余り、前年度対比ではプラス四・五％の三億三千二百三十一万円余りの増となったものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。五十四、五十五ページをお開きください。

第一款議会費が九千三百五十九万円余り、これは議員報酬などの経常経費が主なものであり、歳出に占める割合は一・二％、前年度対比ではマイナス四・四％の四百三十一万円余りの減となったものであります。

次のページをお開きください。第二款総務費が十億七千六百十七万円余り、歳出に占める割合は一四・三％、前年度対比ではマイナス一六・七％の二億一千五百三十八万円余りの減となったものであります。主なものとしましては第一項

総務管理費が九億三千十七万円余り、内訳としましては第一目一般管理費が五億七百九万円余り、これは一般職と特別職の給料や職員退職手当組合負担金などの人件費が主なものであります。

六十、六十一ページをお開きください。第二目財政管理費が一億九千七万円余り、これは財政調整基金、公共施設等整備基金、減債基金などへの積立金が主なものであります。

次のページをお開きください。第四目財産管理費が六千六百七十三万円余り、これは庁舎の維持管理費用が主なものであります。

六十四、六十五ページをお開きください。第五目企画費が二千四百六十一万円余り、これは十三節の町総合計画（改訂版）策定のための委託料、十九節の津軽広域連合総務費負担金やまつり実行委員会補助金が主なものであります。

六十八、六十九ページをお開きください。第八目電子計算費が六千三百三十五万円余り、これは十三節の総合行政システム保守業務及び法改正改修業務などの委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。第十目出張所費が五千三十七万円余り、七十二、七十三ページをお開きください、第十一目簡易委託駅業務費が一千四百七十六万円余りであります。

第二項徴税費が九千八百十七万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開きください、十三節の固定資産地番図加除修正見直し業務、固定資産税航空写真連携撮影業務委託料が主なものであります。

七十六、七十七ページをお開きください。第三項戸籍住民登録費が三千七百五十二万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページの十三節の戸籍総合システム保守業務に係る委託料が主なものであります。

八十二、八十三ページをお開きください。第三款民生費が十九億五千九百九十八万円余り、歳出に占める割合は二六・〇％、前年度対比ではプラス〇・四％の六百八十六万円余りの増となったものであります。うち第一項社会福祉費が十一億四百八十三万円余り、主なものとしましては第一目社会福祉総務費が一億二千七百四十八万円余り、これは人件費のほか、次のページをお開きください、十三節の福祉バス運行業務などの委託料、十九節の南黒福祉事務組合負担金、

社会福祉協議会補助金が主なものであります。

八十六、八十七ページをお開きください。第三目老人福祉費が一千六百十二万円余り、これは次のページをお開きください、十九節の老人クラブへの補助金や二十節の施設入所者への老人措置費が主なものであります。第四目障害者福祉費が三億二百二十五万円余り、これは次のページをお開きください、十三節の地域生活支援事業などの委託料や二十節の介護訓練等給付費の扶助費が主なものであります。第五目老人福祉センター費が一千百二十九万円余り、これは十三節の町老人福祉センター指定管理料に係る委託料が主なものであります。第七目重度心身障害者福祉費が一千九百十三万円余り、これは次のページをお開きください、二十節の重度心身障害者医療費給付費に係る扶助費が主なものであります。第八目国民健康保険整備費が一億三千四百二十八万円余り、これは保険基盤安定繰出金、財政安定化支援事業繰出金が主なものであります。第九目介護保険整備費が二億六千六百五十二万円余り、これは職員給与費等繰出金と現年度分介護給付費繰出金であります。第十目後期高齢者医療整備費が二億一千九百八十七万円余り、これは保険基盤安定繰出金、療養給付費繰出金が主なものであります。

第二項児童福祉費が八億五千五百十四万円余り、主なものとしましては第一目児童福祉総務費が四千五百七十五万円余り、これは次のページをお開きください、人件費のほか、十三節の子ども手当システム改修業務などの委託料、十五節の保育所の補修工事費等が主なものであります。

次のページをお開きください。第二目児童措置費が七億九千八百四十六万円余り、これは十三節の保育所事業の委託料や二十節の保育所運営費、子ども手当などの扶助費が主なものであります。第三目ひとり親家庭等福祉費が一千九十二万円余りであります。これは、二十節のひとり親家庭等医療費給付費が主なものであります。

九十八、九十九ページをお開きください。第四款衛生費が四億五千二百四十六万円余り、歳出に占める割合は六・〇%、前年度対比ではプラス九・九%の四千七十四万円余りの増となったものであります。内訳としましては、第一項保健衛生費が二億五千三百六十八万円余り、主なものとしましては第一目保健衛生総務費が四千四百八十九万円余り、これは

安全な妊娠、出産、育児の保健指導や、健康診査のための一般職員の人件費のほか、十三節の妊婦健診業務などの委託料、次のページをお開きください、十九節の高度救命救急センターの運営費補助金が主なものであります。第二目保健施設費が四千四百五十八万円余り。

百二、百三ページをお開きください。第三目予防費が一億五百八十九万円余り、これは十三節の医療個別検診、予防接種業務などに係る委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。第五目乳幼児及び子ども医療費給付費が二千九百九万円余り、これは二十節の乳幼児医療費等給付費が主なものであります。

百八、百九ページをお開きください。第二項清掃費が一億九千八百七十八万円余り、これは十三節のごみ収集運搬業務などの委託料、次のページをお開きください、十九節の一部事務組合に対する負担金が主なものであります。

第五款労働費が十万円余り、これは出稼ぎ者の事故防止や安全就労のための健康診断料が主なものであります。

第六款農林水産業費が五億九千二百九十五万円余り、歳出に占める割合は七・九％、前年度との比較ではプラス四二・七％の一億七千七百四十一万円余りの増となったものであります。主なものとしましては第一項第一目農業委員会費が二千七百十八万円余り、これは一般職員の人件費のほか、委員報酬や通常総会の経常経費が主なものであります。

次のページをお開きください。第二目農業総務費が六千四百七十八万円余り、これは一般職員の人件費が主なものであります。

百十四、百十五ページをお開きください。第三目農業振興費が三千二百七十七万円余り、これは十九節の農業経営を支援するための補助金が主なものであります。

百十八、百十九ページをお開きください。第五目農地費が二億七千百三十三万円余り、これは十九節の国営浅瀬石川土地改良事業費負担金や、次のページをお開きください、福島徳下地区ほ場整備事業負担金、農地・水保全管理支払交付金が主なものであります。第六目農業集落排水事業費が一億八千七百六十九万円、これは農業集落排水事業会計に対す

る補助金及び出資金であります。第七目水田営農対策費が九百九万円余り、これは十九節の水田農業航空防除事業費補助金、戸別所得補償制度推進事業費補助金が主なものであります。

第七款商工費が二千七十六万円余り、歳出に占める割合は〇・三％、前年度対比ではマイナス五三・三％の二千三百六十六万円余りの減となったものであります。主なものとしましては、次のページをお開きください。第二目商工振興費が一千二百八十四万円余り、これは十九節の町商工会補助金やプレミアム付商品券発行補助金が主なものであります。

百二十四、百二十五ページをお開きください。第八款土木費が六億四千二百二十六万円余り、歳出に占める割合は八・五％、前年度対比ではプラス一八・四％の九千九百五十八万円余りの増となったものであります。

第一項土木管理費が八千二百四十八万円余り、これは一般職員の人件費が主なものであります。

次のページをお開きください。第二項道路橋梁費が三億一千三百六十二万円余り、内訳としましては第一目道路維持費が三千四百十三万円余り、これは次のページをお開きください、十三節の消融雪溝清掃業務などの委託料や十五節の防雪柵設置等工事費及び町道等整備費が主なものであります。

百三十、百三十一ページをお開きください。第二目道路新設改良費が一億三千六百九十四万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開きください、十五節の町道等整備費が主なものであります。第三目除雪事業費が一億四千二百五十五万円余り、これは生活道の確保のための除排雪費用であり、十三節の除雪業務委託料、次のページをお開きください、十四節の除排雪車両借上料並びに十八節のグレーダ購入費が主なものであります。

第三項都市計画費が一億七千八百九十五万円余り、主なものとしましては第二目下水道事業費が一億六千七百四十七万円余り、これは下水道事業会計に対する補助金及び出資金であります。

百三十六、百三十七ページをお開きください。第四項住宅費が六千七百十九万円余り、これは十一節の修繕料及び、次のページをお開きください、十七節の土地購入費が主なものであります。

第九款消防費が二億六千四百三十七万円余り、歳出に占める割合は三・五％、前年度対比ではマイナス五・四％の一千

五百十六万円余りの減となったものであります。主なものとしましては第一項第一日常備消防費が二億四百七十七万円余り、これは弘前地区消防事務組合の負担金であります。第二目非常備消防費が三千二百九十一万円余り、これは一節の消防団員の報酬や十九節の区市町村総合事務組合への負担金が主なものであります。

百四十、百四十一ページをお開きください。第三目消防施設費が二千三百五十三万円余り、これは十七節の土地購入費及び十八節の小型動力ポンプ付積載車購入費が主なものであります。

次のページをお開きください。第十款教育費が十二億三千七百四十三万円余り、歳出に占める割合は一六・四％、前年度対比ではプラス八一・三％の五億五千五百六万円余りの増となったものであります。第一項教育総務費が三億三千二百八十四万円余り、主なものとしましては第二目事務局費が一億六千六百十七万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開きください、十三節のスクールバス運行業務などの委託料や、次のページをお開きください、十八節のスクールバス及び電子黒板購入費、十九節の小中学校各種県大会等出場費及び小中学校修学旅行費の補助金が主なものであります。第三目給食センター費が一億六千五百八十九万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開きください、十一節の給食賄材料費などの需用費や、十三節の学校給食配送業務委託料などの学校給食業務の費用であります。

百五十、百五十一ページをお開きください。第二項小学校費が六億一千六百五十六万円余り、内訳としましては第一目藤崎小学校費が一千九百八十七万円余り、これは一般職員の人件費のほか、十一節の光熱費などの需用費や十三節の管理業務委託料などが主なものであります。

次のページをお開きください。第二目藤崎中央小学校費が三千八十六万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開きください、十一節の燃料費などの需用費、十三節のコンピュータ保守業務などの委託料が主なものであります。

百五十六、百五十七ページをお開きください。第三目常盤小学校費が二千三百二万円余り、これは一般職員の人件費の

ほか、十一節の光熱水費などの需用費や十三節のコンピュータ保守業務委託や校舎清掃業務委託などの委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。第四目藤崎小学校建設費が三億三千七百三万円余り、これはグラウンド整備及びプール新設工事費が主なものであります。

百六十、百六十一ページをお開きください。第五目常盤小学校建設費が二億五百七十七万円余り、これは小学校改築に伴う設計業務委託料及び工事費が主なものであります。

第三項中学校費が五千三百三十万円余り、内訳としましては第一目藤崎中学校費が三千三百五十五万円余り、これは職員の人件費のほか、次のページをお開きください、十一節の燃料費、光熱水費などの需用費や十三節の委託料が主なものであります。

百六十四、百六十五ページをお開きください。第二目明徳中学校費が一千九百七十四万円余り、これは職員の人件費のほか、次のページをお開きください、十一節の光熱水費などの需用費や十五節の工事請負費などが主なものであります。

次のページをお開きください。第四項社会教育費が二億三千四百七十二万円余り、主なものとしましては第一目社会教育総務費が一億一千五百三十四万円余り、これは職員の人件費のほか、百七十、百七十一ページをお開きください、十九節の町文化協会等に対する補助金などが主なものであります。

百七十四、百七十五ページをお開きください。第四目保健体育費が三千三百五十六万円余り、これは十三節のスポーツプラザ指定管理料などの委託料や、次ページをお開きください、十九節の町体育協会補助金などの団体補助金が主なものであります。

百八十四、百八十五ページをお開きください。第十二款公債費が十二億二百四十七万円余り、歳出に占める割合は一五・九%、前年度対比ではマイナス一八・〇%の二億六千三百五十万円余りの減となったものであります。第一項公債費第一目元金が十億二千八百八十三万円余り、これは財務省のほか青森銀行や郵便貯金・簡易生命保険管理機構などへ

の償還金であります。

次のページをお開きください。第二目利子が一億七千三百六十四万円余り、これは財務省などへの利払いであります。

第十三款予備費の各款への流用額が一千十一万円余りであります。

なお、備考に記載の充当の内容につきましては、別に配付してございます平成二十四年度雑入予備費充用に関する資料をご参照願います。

以上、歳出の支出済み額合計は七十五億四千二百九十五万円余り、前年度対比ではプラス五・〇%の三億五千七百九十四万円余りの増となったものであります。

これで、平成二十四年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の概要について説明を終わりますが、委員からのご質問に対しましては担当部署よりお答えいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（前田信一君）

決算の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑を願います。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数ですけれども、これは二十九ページですか、歳入にかかわるところです。墓地永代使用料というのがございます。九十万ほど収入があったと。そして、墓地管理料が二十七万ほどの収入があったということなんですけれども、去年度の墓地の売れぐあいといえは何ですけれども、どういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。その辺の、まず昨年度の実情をお聞きいたします。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。平成二十四年度は、十八万円の区画が五区画販売されております。以上であります。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

十八万円の区画が五区画ですよ。十八区画売れたんじゃない。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

もう一度お答えいたします。十八万円の区画が五区画販売になっております。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ことしというか、二十四年度の豪雪に当たっての雪置き場というか、捨て場といえども叱られるんですけども、雪置き場にもなったような記憶があるんですけども、今後もそういう雪置き場として有効活用することなんですか。それとも販売なり、区画を一般財源で補填しているというのがあるんですけども、どういうふうな方向で販売を広げるといいますか、その辺の対策会議なり、そういうのをやっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（前田信一君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

前段の雪置き場につきましては、私のほうからお答えしたいと思います。常盤地区におきましては、現在のところ、公

共用地としてあいている場所があそこの場所ということで、今後も二次計画として墓地建設に至るまでは雪置き場として建設課のほうで借りる形でやっていきたいと思っております。以上です。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

販売の対策会議ということですが、販売の対策会議は開催しておりません。住民課内の係と課長、副参事等で打ち合わせを行っている程度でございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

墓地の個々の人たちにとりましては、維持することも大変な人も実際は出ているんですけども、ただ、買い過ぎたのか、いずれにしても半分近くが売れ残っているというか、そういう状況でもありますので、直ちにやれという意味合いではないんですけども、さまざまな墓地についても要望といいますか、埋葬の方式について報道されているさまざまな方式が出ているわけでありますので、まとめて買っていただくとか、さまざまな方策を、まとめて買っていただく団体を探してもいいんだと思いますけれども、さまざまな方策を担当課などで、財産でもありますので、検討すべきではないかなというふうには思っておりますけれども、どういうお考えなんでしょうか。町長に聞きますか。

○委員長（前田信一君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

常盤村から受け継いだ、まず非常に重要な財産でございますので、今後ともあの場所をいろいろ町内外にPRしながら、

担当課とよく詰めて、あらゆる機会を見ていろいろ発信していきたいと思っております。以上であります。

○委員長（前田信一君）

浅利委員に申し上げます。一議案に対しておおむね三回程度までの質問でよろしく申し上げます。ほかの委員の方にも質問があると思いますので、お願いします。

○浅利直志委員

一議案というのはどういう意味ですか。ここで三回で終わりだということなんですか。あなたはそういうふうなやり方をするんですか。

○委員長（前田信一君）

共同墓地についての浅利委員の質問でしたけれども、ちょっと範囲が広がっていったので、そこら辺ちょっと考えて質問していただければと思います。

浅利委員。

○浅利直志委員

だから、あなたは決算委員長として、一議案について三回というような言い方をしているんですよ。一議案というのは、今は一般会計の決算審査についてやっているんですよ。ですから、議案について三回というのは正確じゃないんじゃないですか。

○委員長（前田信一君）

済みません、ふなれなものですから。今後気をつけます。

野呂委員。

○野呂日出男委員

同じページです。今、浅利委員が永代使用料について伺いましたので、関連ではないんですけども、年々藤崎町もパ

ーセントは多少他町村よりも低いんですけれども、過疎化の現象にあると思っています。

そこで、その上の欄の斎場使用料の四百二万一千円が計上されておりますけれども、昨年度何人ぐらい死亡した計算になるでしょうか。お知らせ願います。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。斎場を使用された件数は三百十五件であります。そのうち他市町村の方が八十二件使用されております。以上であります。

○委員長（前田信一君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

ページ数は七十七ページでございます。七十七ページの住民基本台帳カード発行業務委託料四万五千三百七十五円と。これ現実、平成二十四年度に住民記本台帳のカードを発行した人というのは何人ぐらいいるものなんですか。

私、今勘違いしましたけれども、この内容についてまずお聞きします。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。四万五千三百七十五円の内訳でございますが、一件当たり千三百七十五円の三十三件となっております。以上です。

○委員長（前田信一君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

三十三件ということは、人数でいけば三十三人の発行を二十四年度中にしたということによろしいんですか。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

鶴賀谷委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今のと関連するんですけれども、三十三件というのですけれども、新たに三十三件なんですか。それとも何か書きかえだとか何とか、そういうようなことなんですか。大分これにもシステム構築ということで百万二百万ではなくて、四、五百万もかけたような記憶が全国的にやっているんですけれども、いずれにしても三十三件というのは新規に三十三件ということなんですか。それとも、藤崎町全体では何人ぐらい利用しているんですか。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。三十三件の内訳が新規なのか、または更新なのかというご質問ではありますが、新規か更新までの集計はとっておりません。

それと、現在、町全体で何名ぐらいの方が利用されているかということですが、その資料につきましても、この場に持

ち合わせておりませんので、お答えすることができません。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

聞くところというあやふやなことではいけないので、何人ぐらい加入していらっしゃるのか、新たなバックナンバーと
いいますか、納税番号もつくとかという国の制度も動きもあるんですけれども、いずれにしても一般会計の委員会が
続いたならば、午後一番でもいいのでお知らせ願いたいと思います。

それで質問については、これも歳入にかかわることなんですけれども、三十七ページでございます。一つは、子宮頸がん
予防ワクチン等緊急促進事業費補助金として六百六十万ほど歳入があるんですけれども、昨今、報道によりますと、
いわゆる副作用といいますか、そういうのも出ているというようなことも言われておるんですけれども、実際、事業六
百六十万ほどの衛生費の補助金があるんですけれども、実際どれぐらいの分納がされたのかということと、副作用情報、
全国的にはあるんですけれども、藤崎町はそういう情報が寄せられておるのかということですね、担当課にお聞きいた
します。

○委員長（前田信一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。まず、この事業については実施対象者が子宮頸がん等となっておりますが、子宮頸がんにのみ
限定すれば対象者が百七十八名でございます。そのうち接種した方が九十一名ということになっております。

そして、子宮頸がんの副作用等のことに関しましては、二十五年六月十四日に国のほうから子宮頸がんの予防ワクチン
の接種については積極的な接種の勧奨を差し控えてくださいということで、県を通じて当町にも通知がございました。

六月十四日は金曜日でございます、すぐさま当町といたしましても、まずホームページで月曜日にそれについての警鐘を掲載してございます。次に、七月一日号の広報においても、子宮頸がんの予防ワクチンの接種については積極的な勧奨を差し控えるということでお知らせしておるところでございます。

そしてまた、町における副作用等の報告については、今のところはございません。以上です。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

私も承認というか、そういう経過もあるんですけれども、ワクチンというのは薬一般でもありますけれども、副作用というのが毒にも薬にもなるという、そういう側面もあるんですけれども、今お答えいただいた積極的お勧めはしないんだと、自治体としてはというようなことは、どういうことなんでしょうか。どういうことなんでしょうかというのは、補助をやめるとか減らすとか、そういう意味合いなのか、コマーシャルはもうやらないで、必要だと判断する親御さんなり対象者の人がやればいいんだというようなご判断なんでしょうか。その辺をお聞きいたします。

○委員長（前田信一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。国の通知、ホームページによれば、子宮頸がんの予防ワクチンの接種は積極的にお勧めいたしませんと。接種に当たっては有効性とリスクを理解した上で受けてくださいということになっておりますので、あくまでもこれは接種する方がご判断いただいてという、そういう形での国、県、それに基づく町の対応ということになります。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

奈良委員。

○奈良完治委員

質問させていただきます。ページ数が百三ページ、十三節の委託料というところなんですけれども、当初から見るとかなり結核とか子宮がんとか乳がんの委託料、余り使っていないといえれば変ですけれども、この辺何か理由があるのかなと思ひまして、具体的に言うと、やる人が少ないというのはPR不足なのか、それとも必要がないときに来ているのか、その辺のところどうお考えか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（前田信一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。これについては、委員のご指摘のとおり、当初予算等々と比較しまして大分不用額が出ているという現状でございます。それについては、実際使われていないということが現実でございます、それについては当課といたしましても反省する点があるということでございます。その対応策といたしましては、二十五年度の当初予算でまずはこれらの検診、子宮がん、乳がん、特定健診、医療個別検診等々については自己負担をまず軽減して、少しでも一人でも多く検診を受けていただきたいということで、まずは二十五年度の当初予算で検診の委託料を見直ししております。その結果といたしまして、二十五年度の申し込みではかなりの申込数の増加が見られてございます。ただ、申し込みの時点でございますので、結果がどのように、結局やらない方も出てくるかもわかりませんので、そういう方ができるだけ少ないように今そういう勧奨に努めているところでございますが、いずれにいたしましても二十五年度ではそういう対応をして、一人でも検診実施者をふやすという努力をしております。以上です。

○委員長（前田信一君）

奈良委員。

○奈良完治委員

それこそ予防医療のほう、力を入れて、少しでも元気な人生を町民の皆さんに送っていただくように努力してください。

次、百十七ページなんですけれども、十九節負担金補助及び交付金なんですけれども、その上から五段目、私も少しリンゴやっていますので、このリンゴの共済制度の加入促進事業の補助金、この中身と、今どのぐらいの人が加入しているか、ちょっと教えていただければ。

○委員長（前田信一君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。二十四年度のリンゴの共済制度の加入者でございます。二百二十七戸、面積が二百八十七・五ヘクタールです。加入率が四三％ということです。本年、二十四年だけでよろしいですか。（「はい」の声あり）

以上でございます。

○委員長（前田信一君）

奈良委員。

○奈良完治委員

この補助金のほう、もう少しアップすれば加入率も上がってくるのではないかと思います、その辺、町長、どうお考えかお知らせいただきます。

○委員長（前田信一君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

お答えします。車の任意保険と同じで、これは農家の責任で掛金を掛けるのが私は通常の考え方とっております。た

だ、余りにも加入率が低いから、ここの津軽一帯のリンゴ地帯の市町村で一〇%から一五%、補助率しているというのが現状です。当面は今の一五%でしたっけ、農政課長。我が町は一五%の掛金を助成しますけれども、それを継続して実施していきたいと思っております。

○委員長（前田信一君）

奈良委員。

○奈良完治委員

確かにそのとおりなんですけれども、四三%という数字を見ると、農家経営の中では非常に苦しい掛金なのかなというふうに感じています。その辺、いろいろ精査していただきまして、少しでも励み、また力になるような打ち合わせなど、よろしくをお願いします。

もう一つ質問したいんですけれども、百十九ページになります。これも十三節委託料なんですけれども、農業体質強化基盤整備促進事業設計業務委託料、この中身、私ちょっと忘れてしまいましたので、説明のほうをよろしくをお願いします。

○委員長（前田信一君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。これ詳細の個々は私、今ちょっと資料ないんですが、これ昨年、農道整備をやらせていただいたということで、事業費で一億五千万弱なんですけれども、その農道整備及び水路の設計業務委託ということでございます。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

奈良委員。

○奈良完治委員

ありがとうございました。

もう一つ、百二十一ページです。また負担金補助及び交付金なんですけれども、右の一番隅の上に環境保全型農業直接支払交付金とありますけれども、これは支払でよかったですか。

○委員長（前田信一君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

はい、直接支払交付金でよろしいです。そのとおりです。

○委員長（前田信一君）

奈良委員。

○奈良完治委員

重箱の隅をつつくようですが、予算書ではこれたしか支援になっているはずなんですけれども、その辺。

○委員長（前田信一君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

これ直接支払のほうです。これはなぜ直接支払というかというと、国から直接農家に支払われるということで、全部で総額、一反歩当たり八千円なんですけれども、国からは町を通りません、国のものは。そういう意味での支払いと。ここに載っているものは県と町の分ということで載せています。事業名は同じでございます。

○委員長（前田信一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

二十九ページの歳入の教育費負担金の二節に給食費負担金滞納繰越分六万六千円余り計上していますけれども、これは給食センターを始めるとき、給食費の滞納対策とかをどうするのかというのが問題にもなったり議論にもなったんですけれども、この給食費の滞納分は給食センター始まってからどういう傾向にあるのか。ふえつつあるのか、減っているのか、その辺伺います。

○委員長（前田信一君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（佐々木盛男君）

お答えいたします。滞納については学校長のほうにお願いしているわけですがけれども、ことしの六月二十一日に一万五千三百円の納入がございまして、二十三年度分までの分が完納になってございます。現在は二十四年度分、去年のやつでは八万四百円となっておりますけれども、こちらのほうも六月二十一日に納入がございました。なので、現在は二十四年度の未納分のみと、それからことし、現年度分の未納分ということになっております。以上です。

○委員長（前田信一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

率にすれば微々たるものだと思いますけれども、これは滞納がないに越したことはないので、引き続き滞納が、給食費が滞らないように取り組んでいただきたいと思います。

続いて、百二十一ページの水田営農対策費の十九節、水田農業航空防除事業費補助金二百万円、これはラジヘリの防除に対しての補助金だと思いますけれども、これは一反歩当たり、実際のところ幾らぐらいの補助になるのでしょうか。

○委員長（前田信一君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

まず、当町で旧藤崎、旧常磐、農協管内で二つの事業主体がございまして、一つのほうはまず津軽みらい農協常盤支店のほうなんです、これについては散布料金、これいっぱいあるんですが、全部で四百七十六ヘクタール行っています。散布料金が一回目の散布で十アール当たり千五百七十五円と。二回目も同じ額でございます。それから、これ今度、藤崎地区航空防除協議会とって、旧藤崎のほうです。これについては、散布料金、二回散布で十アール当たり三千円というふうになってございます。

これに対して、総額で二百万円ということになります。なので、ちょっと面積で割れば微々たるものです。二百円かなということになります。

○委員長（前田信一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

薬剤散布は任せっきりののでちょっと内容は町長のように把握していませんけれども、これは水稻の薬剤散布も高齢化が進んで、皆さん大変な作業で、しかも常盤地区は減農薬栽培というのが多いんですけれども、それでも一回は散布するという事になっているんですけれども、これ定額というよりも、もっと薬剤散布の能力とか農家の人が高齢化しているということを考えれば、もう少し拡充してもいいのかなという気がするんですけれども、来年度に向けてその辺はどうですか。

○委員長（前田信一君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。この件については、前々からもお話に出ていまして、今回、来年度に向けてもう一回この事業主体の状況等々も吟味して、協議して検討してまいりたいと思います。以上です。

○委員長（前田信一君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

ページ数は百十七ページでございます。百十七ページの学校給食地場農畜産物利用拡大事業費補助金百七万二千二百二十円と。この内容についてまずお聞きいたします。

○委員長（前田信一君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。詳細の供給量等々についてはちょっとご勘弁ください。これについては学校給食に対する地元の食材の供給ということで、地産地消を狙ったものでして、それに対してその食材の一部を助成するということです。まず一つは米粉パンなんです、これが総額で十一万二千元ほどと。それからリンゴジュース、これ二十四年からスタートしているのかな、でいきますと十九万三千円の助成と。それから野菜、これ通常、地元の野菜ということで六十一万七千元。それから、あとはセンターに食材を供給するために一時食材を保管するために、食彩ときわ館のほうに貯蔵庫があります。そのリース料の一部を助成しています。十四万九千元ということで、総額で百七万二千元ということになります。

○委員長（前田信一君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

厳しいな。先に言われれば、わも質問しにくいんだいな。要は、地場産業の割合というところに行きたいところなんだけれども、その資料が今現在ないんでしょう。地産地消率のところに行きたいんですけれども、今はわからないんですよ。

○委員長（前田信一君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

二十四というよりも、現在一八・七%というふうに記憶してございます。

○委員長（前田信一君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

その一八・七%が、今の予算をかけて前年度よりもどういう効果になったのかというところで私聞きたいんですよ。実際こういうことをして、割合が高くなったのか低くなったのかというところなんですけれども、そこは、正しい数字でなくてもいいです、あなたの記憶でいいので、お答えいただければと思います。訂正はいつでもできます。

○委員長（前田信一君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。たしか食育プランを二十年でしたか、つくったときに、一七%だったと思うんですが、それから見ますと少しは伸びています。ただ、なかなか当初からいろいろ食材の質とか規格の問題があって、なかなかそういう規格に通ったものをうまくつukれない農家のほうがあって、そういう面ではまだ伸びにくいかなという状況でございます。

○委員長（前田信一君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

最後、町長にお尋ねします。我々の会議も議員が派遣されて会議の中でもあるんですけども、この問題も一般の町民から話が出るんですよ。お互い正しいことを言っているんです。要は、学校給食やるときに、町長も議員時代でしたのでおわかりだと思えるんですけども、やっぱり学校給食で地産地消という目的も一つの物の考え方もあると。基本は食育だと。その中で地産地消も考えていこうよという形の中で学校給食スタートしたと私は思っています。そのときに、今ずっと学校給食やって、先ほどお話ししたように、やっぱり自分の立場の中で見方が変わると。要はこういうことです。農家の人たちは今、農産物できているものを主に献立に使ってほしいと、こう考えているんですよ。献立立てる人は、やっぱり子供たちの栄養面ですから、いろんなことを考えながらやると。ですから、そういう今お金かけてやるのも確かに必要です。これかけていけば地元の農産物、地産地消の率は上がっていくと思います。でも、そここのところのお互い協力し得る体制、要は藤崎町で農産物がこの時期にできているんだと、それを主に子供たちにその時期に学校給食の食材として使ってほしいんだという、こういった考え、私必要だと思うんですけども、そのことについて町長にお尋ねいたします。

○委員長（前田信一君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

全く鶴賀谷委員が考えている内容と、きょう議場にいる皆さん、そして我々参与席に座っている理事者側と、思いするところは合致していると思っております。まずは給食センターそのものを、行政そのものを考えると、決まった時間に水洗い、衛生面を気にしながらあっためて献立つくって配送すると。それがまず給食センターの第一義の仕事だと私は思っております。その中で地元のものを使って、できるだけ使うというのが食育にもつながっていくし、地産地消にも

つながっていくと。片や農家の方は、このぐらい曲がったネギでも使ってくださいよというのが基本的な考え方だと思っています。

実はことし、皆さんご存じのとおり、五者協定で代表者会議パルシステム東京のほうに私行きました。向こうの理事長初め理事の皆さん、そしてこっちから行った常盤地区のJAさんの職員の皆さんと夜、会食しながら激論を交わしたこともあります。私はしらふでいましたけれども、向こうはちょっとお酒入っていましたので、第一義には給食センターそのものは決まった時間に千三百食という、それを安全を第一に届けるというのが、カロリーも考えて、それが主だと。第二というのは地産地消、そういうことになりますので、それは一概に皆さんの要望だけ取り上げていけませんよというようなお話をさせてもらいました。ですから、常日ごろから給食センターの職員あるいはセンター長ひっくるめて、食材を届けていただいているグループとの懇談も密にしながら、最低限この時間でこのぐらいの衛生面でこのぐらいの野菜であれば使えるとか、そういう意思の疎通はしょっちゅう図って、少しでも地元のものが使えるようなパーセンテージを図りながら給食センター側も努力すると。それから食材を届ける農家の皆さんも新鮮で安全でというところをいろいろ話し合う、それが基本的なスタンスだと思っていますので、これからもまた機会あるごとに継続するような話し合いを持つような指導を出していきたいと思っております。以上であります。

○委員長（前田信一君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（佐々木盛男君）

地場産の今年度の発注の状況をちょっとお知らせしたいと思います。まず、発注元は食彩館のほうに窓口になっていただいております。それで、三月に年度末にことしの年間のシーズンごとの作物、それから数量を生産計画書みたいな感じで生産者のほうから出していただいております。なので、何月にどの品種がどのぐらいとれるかというのを生産者のほうからお出ししていただいておりますので、当方としてはその生産数量を見ながら献立をつくっております。それで発注

していった、例えばジャガイモ五十キロ、ニンジン三十キロというふうな形で生産計画数量を考えながら発注をかけているんですが、我々としては発注した数量が入ってくれば給食が回っていくわけなので、それが食彩館のほうできっちり地場産をそろえるか、それとも県産でそろえるかというのは食彩館の裁量といたしますか、我々としてはあらかじめ生産者のほうからお出しいただいた生産計画書に基づいて献立を考えて数量を発注しているというのが現在でございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

ここの中で、行政側と食彩館、食彩館を通して農家という形になっていくと思うんですけれども、そこの中の先ほど町長がお話しした話し合いというんですか、協議会みたいなものは今現在はないんですか。

○委員長（前田信一君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。連絡協議会、ちょっと正式名称忘れましたが、あります。年間何回か集まって、協議もしくは問題点等をみんなで検討しています。それと、あと食彩ときわ館のほうがメインになっていますので、あとかあさんの店とふじの里、その間ではまたいろいろ話し合いもしているようでございます。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

今盛んにいろんな審議していますけれども、県外、要は藤崎町以外に出て藤崎の農産物を全国的にPRしている状況で

す。ですから、それをやるんだったらもっと地元の良品な安心安全な農産物を私はもっと活用していくべきだと思いますので、何とぞそここのところを連絡を密にさせていただいて、地場産率を上げていただくような政策をお願い申し上げます。

○委員長（前田信一君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

ページ数は四十七ページです。競輪交付金の件ですけれども、二十四年度は二千七百万ぐらい青森市から交付されているようにございますけれども、一部でちょっと耳に挟んだんですけれども、青森市側のほうでこの二千七百万という交付金をもう少し減額してけると、こういうような話もちょっと耳にしたんですけれども、その辺はどうなっているものですか。

○委員長（前田信一君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいま競輪交付金についてのご質問だと思いますけれども、私、昨年度から青森市側のほうでは競輪の収入に見合った形での交付金にしていだけないかということで協議をしております。まだ協議そのものは成立してございませんで、二千七百万という数字は町とそれから青森市と協議した協議書で定められている金額でございます。今この金額について、その率をどうするかというところの検討をしているところでございます。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

そうすれば、二十五年度は現状維持ということも、はっきりしないということですか。

○委員長（前田信一君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

二十五年度どうなるかも含めまして、今、青森市側と協議しているところでございます。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

同じページですけれども、福島・徳下地区のほ場整備事業、これ去年ことしと工事実施されておりますけれども、ことで大体工事終了ですか。

○委員長（前田信一君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。工事、全体の工期といいますか、それは二十八年まででございます。ただ、実質、面工事等についてはもう今回二期目ですので、昨年もあと半分、ほぼ終わっています。あといろいろ残った道路の関係とか、あとちょっとじゃっぱ仕事ではないんですけれども、そういうものがありまして、一応全完了二十八年ということになっています。

○委員長（前田信一君）

工藤委員。

○工藤健一委員

ページ数、二十九ページの住宅使用料の件ですけれども、公営住宅使用料滞納繰越分の、二十四年度はそういうふうになっているんですけれども、それ以外にまだ滞納分あるんでしょうか。

○委員長（前田信一君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

これは二十四年度分ですが、過年度分の滞納金もございます。金額にしますと、過年度分が合計で六百二十四万ほどでございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

工藤委員。

○工藤健一委員

過年度分六百二十四万と、それは大分、何年も前からまた未納の方もあると思いますけれども、前は何だか裁判挟んで退居してもらったこともありますけれども、最長何年払っていない方がおられますか。

○委員長（前田信一君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

この資料によりますと、一番古いやつですと十七年になりますが、その方がずっと現在まで滞納かというのはちょっとこの資料ではわかりませんが、一番古いのですと十七年ということでございます。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

六十五ページでございます。歳出の財産管理費というところですがけれども、この中の十三節委託料で公有財産データ整備業務委託料五百万円ほどだというふうになっているんですけれども、これはどういう業務を委託したんですか。どこに委託したんですか。どういう業務、データ整理だからデータを整理したんだということはわかりましたので、どういうところにこれ委託したんですか。

○委員長（前田信一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

この公有財産のデータ整備業務委託は、財務四表を作成する上で必要な固定資産の情報と町の財産の情報をリンクさせるためのデータとして、税務課で所有している公図に町の財産を当てはめて、その財産が何の財産なのか、どこの財産なのか、何課で管理しているのかというのを調査するための、リンクさせるためのデータ整備の委託料でございます。実施させた企業はパスコでございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

私は五百万もかかるのかということに、つまり行政としては今までも基本的な台帳を持っているわけですよね。そして、今回は財務四表というか、そういうものとリンクさせる、連動させるために精査をしたんだということで五百万だということなんですけれども、基本的にはどういうことなんですか。台帳をもとにしてそれを打ち込んで、どういうところがシステム化されたんですか。

○委員長（前田信一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

パソコンでの処理になるわけですがけれども、航空写真等を使って、まず家屋や土地の状況、そういったものを税務課のほうであるものに町の財産を全て当てはめて、中には旧常盤村と書いたものがあったり、または旧田舎館というふうな台帳があったり、そういったものをどこの誰が今管理しているのかということ突き詰めるのはやっぱりなかなか役場の通常の業務では難しいということで、その部分について一括でお願いした経費でございます。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

正直にお話ししたんだろーと思いますけれども、旧田舎館というふうなこともあったという話なんですけれども、旧常盤村の台帳の中にあったということ、どういうものなんですか。

○委員長（前田信一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

三ツ屋の道路が当時は田んぼであったということで、中身を見たら、現在は三ツ屋の十文字の道路が田舎館の所有の状態のまま現在まで存在しているということでございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

台帳が田舎館の状態で存在していたというようなことなんだろうと思いますけれども、それで、ページ数でいきますと、財産に関する調書というのが添付されております。これも改めて整備し直したというふうに私としては理解する、四百

十二ページでございます。私はまず第一番目にお聞きしたいのは、土地、建物、イが総括財産調書となって、ロが行政財産調書となっているんです。土地及び建物。（二）のところでは山林というのがありますよね。立木の推定蓄積量八百四十一立米ですか。五町歩あって、八百四十一立米増減したというふうになっているんですけれども、先ほど貴重な常盤からの財産だと町長が言っておりましたけれども、墓地のあれもあつたんですけれども、分収造林ありますよね。そのことだと思ふんですけれども、分収造林の山林というか、立木というのは町の財産じゃないんですか、これ。どうしてこういう区分にしたのでしょうか、お聞きいたします。

○委員長（前田信一君）

会計管理者。

○会計管理者（根岸鉄二君）

財産の区分に關することですので、私のほうからお答えいたします。この山林の区分につきましては、所有権ありの山林と、分収林もこれ権利ですので、今までは合併当初はこの分については調書の中には入れていなかったと。ただ、経緯からいきますと、この分収につきましても掲載すべきであるということになっていまして、その後、去年からですか、この分については山林として、ここに権利の区分、これは所有でございますので分収ということで、分収の権利があるということで、掲載の方法としてはあくまでも立米単位で木が何ぼあって何ぼとか、そういう所有面積でない形で掲載したということでございます。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

最近見に行っていないもので、余り行きたくないんですけれども、つまり総括財産調書の中にも山林という項目はあるんですけれども、所有権はないんだというお話、結論的には。だからここに、行政財産調書の中には入れていないんだ

というふうに理解したんですけれども、そうしますと、つまり誰がこれ処分権持っているんですか。我々の基本的な認識としては、売っても費用がかかってもうけにもならないから、もうけというかプラスにもならないから処分できないんだと。でも、所有権は町にあるはずだというふうな、立木についてはですよ、土地は違いますけれども、という認識だったんですけれども、財産の分類が何か別格扱いにしちゃっているんですけれども、本当にそれでいいんですか。分収造林というのは、せばどういう権限なんですか。

○委員長（前田信一君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

分収造林、中には造林と育林がございます。造林については相馬村のほうですか、何もない状態に植林したと。それから、育林については大鱈のほうにあります。これはもう既に杉の木ですか、植えられたものを町が借り受けて管理することになっていきます。あくまでも山は国のものということになるろうかと思えます。ただ、伐採した木については育林、造林の割合が違うということで、その分の、たしか私、育林のほうは半分だったかなというような記憶があるんですけれども、持ち分だということになるわけでございます。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

財産に関する、五百万円もかけて精査したんだということですので改めて聞いているところなんですけれども、分収造林、分収育林ですか、この山林という項目は別に出ておるんですけれども、私は何か分収育林、その議論は中断しておきたいと思うんですけれども、現在何か決算書の中にも出たんですけれども、間伐だとか、大鱈なら大鱈について例を言いますけれども、どういうふうにやっつけらっしゃるんですか。

○委員長（前田信一君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

間伐等については、森林組合さんでしたか、そちらのほうに委託する形になっています。ある意味任せているというような状況でございまして、何年に一回とか、間伐等をやったときに、それに対して町で負担金等を出すということになってございます。

○委員長（前田信一君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

もう少しご辛抱ください。

ページ数は百七十五ページほかにします、私。スポーツプラザ藤崎等指定管理料二千万と。今現在、藤崎町では指定管理者制度を設けて、各種団体に指定管理しているんですけれども、そこで私がちょっと聞きたいのは、例えば指定管理料をどんと払いますけれども、その使われている内容について町側としては把握しているのでしょうか。

○委員長（前田信一君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

お答えいたします。スポーツプラザ藤崎等の指定管理につきましては、毎年これはモニタリングをやることになっております。それから、指定管理料に関する明細、これは毎月提出いただくことにもなっております。実際、毎月いただいております。それから、事業内容、どういった事業をやっているか、この報告を義務づけして現在委託をしているというところでございます。

○委員長（前田信一君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

今スポーツプラザと限定しましたけれども、先ほど私話したのは各種団体に指定管理料をやっているんですけれども、全てせばそういう形で把握しているということで議論を進めていきます。

指定管理する前はその内容等、我々議員にもわかるんですけれども、例えば一例でいけば社会福祉協議会なんかは年に一回詳細な決算資料とか送られてきているので、多額な指定管理料もしくは補助金払っていてもその内容については我々議員も把握していると思います。ただ、今みたいな形でいうと、二千万はどんと出すんですけれども、その内容等が何にどう使われているのかというのは我々議員はわからないんですね。これをわかることは必要だと私は思っているんですけれども、その明細等について我々議員に、そんな細かくなくてもいいんですけれども、お知らせすることはできないものかというのをまず町長にお尋ねいたします。

○委員長（前田信一君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

要望であれば、一年に一回は発行したいと思っております。

○委員長（前田信一君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

多額の指定管理料なものですから、やっぱりそれも含めて決算そのものを承認するという制度からいうと、今の決算委員会においてもそういった資料等があれば我々議員ももっと詳細につかめると思いますので、ぜひその部分を私は要望

しておきます。

それともう一つ、ページ数百三十九ページでございます。百三十九ページの住宅使用料還付金七百三十二万九千百円と。この内容について。

○委員長（前田信一君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

これにつきましては、住宅の使用料の計算につきまして町側で間違いがあったということで、その多くいただいた分につきまして還付したものでございます。人数にすると六十七名ほどでございましたが、新たに入った方の積算が間違っていたということで六十七名ということでございました。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

清水委員。

○清水孝夫委員

ページ数は百二十三ページです。プレミアム付商品券発行補助金三百四十九万六千五百円ですけれども、地元の商店と大型店舗の売り上げの割合、今年度も完売したということですのでけれども、これからまた二十六年度も継続事業としてやっていくのかお伺いたします。

○委員長（前田信一君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

地元の店舗とか大型店舗とかのパーセントは担当課から後ほど説明させます。基本的には、商工会からも要望ありましたけれども、どうも弘前に近いということで、あるいは交通の便もいいということで、非常に商券が広範囲に広がって

いと。ですから、こういう機会を逃さず、地元の人が少しでも地元で買い物する意識づけをしたいという意味で、商工会から恐らく今後も要望があると私は思っております。その要望を受けて、できれば継続して実施していきたいと。そして、少しでも藤崎町民が地元の商店から買い物するような修正、あるいは意識を持つために今後とも実施していきたいと、そういうような考え方でございます。以上であります。

○委員長（前田信一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

ただいまのプレミアム付商品券の発行事業の内容でございますが、参加店舗が大型店で三店舗、一般店で八十六店舗ございました。このうち一般店舗によって換金されたお金が二千六百五十万円ほど、それから大型店で換金されたものが六百四十万ほどということで、八割が一般店舗で利用された報告となっております。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。

それでは、一般質問の質疑の途中ですが、昼食のため休憩いたします。

再開時刻は午後一時十五分をお願いいたします。

休 憩 午前十一時五十二分

再 開 午後 一時 十四分

○委員長（前田信一君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑の前に、農政課長より発言を求められておりますので、発言を許します。農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

先ほど午前中の吉村委員からのご質問、ほ場整備の件です。緊張してしましただ確な答えができなかったこと、おわび申し上げます。もう一度、補足、訂正、説明いたします。

工区について、福島・徳下地区、二区、一工区、二工区に分かれています。一工区のほうは昨年、面工事終わっています。ことしは稲の作付をして、来年、暗渠工事を行います。二工区のほうはことし面工事をしていまして、来年一年稲をつけて、再来年、二十七年に暗渠の工事をします。最後の二十八年に細かい残工事をして完了ということになります。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

次に、住民課長より発言を求められておりますので、発言を許します。住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

午前中の浅利委員の住基カードの交付関係のご質問に再度お答えいたします。

初めに、平成二十四年度に交付した住基カード三十三人分の内訳であります、新規の交付が三十三名で、更新の方はございませんでした。

次に、現在住基カードを保有している方の人数についてのご質問であります、現在二百六十人でございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

それでは、質疑を再開します。

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

すぐに譲りますので。

鶴賀谷委員も要求していたのか、ちょっとすっきりしなかったんですけども、百七十五ページです、スポーツプラザ藤崎等指定管理料二千万というふうになっております。本委員会終了前でもいいですけども、いずれにしても二千万円の積算の根拠なり、あるいはどういうふうに使われているかという、わかるような内容の資料が必要だと思っておりますので、委員長におかれましては、決算書等を参考資料として要請していただけたらなというふうに、委員長に取り計らっていただきたいということを要望しておきます。

○委員長（前田信一君）

ただいま浅利委員から決算書の提出の要望がありましたが、生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

明日でよろしければ配付いたしたいと考えておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○委員長（前田信一君）

浅利委員、それでよろしいでしょうか。

○浅利直志委員

いいでしょう。

○委員長（前田信一君）

では、生涯学習課長、そのように取り計らってください。お願いします。

ほかに質疑はありませんか。相馬委員。

○相馬勝治委員

ページ数は百五十五ページです。教育委員会のほうにちょっと聞きたいんですけども、二件ほど伺いたいと思います。

一点は、グラウンド及び野球場の芝の業務委託料ということで、中央小学校だけがこういう決算になっているんですけども、これから先、三小学校、藤崎小学校もそうですけれども、こういうグラウンド整備とか芝生の管理については

委託になるんですか、これから先は。

○委員長（前田信一君）

学務課長。

○学務課長（工藤峰靖君）

お答えいたします。中央小につきましてはグラウンドないシトラックについては芝張りをしてはいますが、今後、常盤小学校等の今の建設は来年度外構工事に入るんですけれども、それについては一応今のところ芝の計画はございませんので、今後も多分中央小学校だけだと思います。以上です。

○委員長（前田信一君）

相馬委員。

○相馬勝治委員

それでは、この約五十万なんですけれども、五十万は毎年委託料としていくという考え方でよろしいんですか。

○委員長（前田信一君）

学務課長。

○学務課長（工藤峰靖君）

今、相馬委員がおっしゃられたとおりでございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

相馬委員。

○相馬勝治委員

それともう一つ、配ぜん室荷重用タイル張りかえということなんですけれども、これについては当初の配ぜん室をやるのに一緒に工事するというあれはなかったものなんでしょうか。

○委員長（前田信一君）

学務課長。

○学務課長（工藤峰靖君）

お答えいたします。当初、給食を開始する際に配ぜん室の整備をしたんですけれども、それについては今、相馬委員がおっしゃられたとおり、基本的には出入り口等の整備をさせていただきました。今回、コンテナ等を配送した際に、そのコンテナの荷重に耐えられないという結果でタイル等にひび割れが生じたので、今回はそれに耐えられるようなタイルに交換したということであります。以上です。

○委員長（前田信一君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

ページ数は百四十三ページでございます。特別支援教育支援員報酬と学力向上支援員報酬、関連がありますので二つまとめてお聞きします。この内容について、まずお尋ね申し上げます。

○委員長（前田信一君）

学務課長。

○学務課長（工藤峰靖君）

お答えいたします。内容については、特別支援協力の支援員でございますが、これについては基本的には各学校、小中学校に特別支援の子供たちがおりますので、その指導といいますか協力方をすると、あと普通学級においても普通の勉強といいますか、そちらに一生懸命、普通の子供たちよりもおこなっているといいますか、そういう子たちの支援をするための支援員でありまして、あと学力向上員については教科ごとに、これは中学校のほうに配置してはいますが、現在、明德中学校は英語、藤崎中学校については数学の学力向上の支援員ということでございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

教育長に今度お尋ねします。これずっと継続事業としてやってきている事業なんですけれども、教育長から見て、これを行うことよっての成果みたいな、成果ではないんでしょうけれども、その感想をまず一点お聞きしたいのと、もう一点は、教育長として来年度もこれ大切な事業だから引き続きやっていきたいんだということを考えているのか、その二点お聞きいたします。

○委員長（前田信一君）

教育長。

○教育長（武田 登君）

この特別支援についてであります、今この学校教育の中でもクラスの中で特別支援学級にまでいかない、通常学級にいて、それに近い子供たち、これが非常に今の教育の中では問題になっております。ですので、こういうふうな学級の中でいけば通常の授業についていけない部分も多いという、それをカバーするにはこの支援員の力が非常に有効であるという、これは学校長の意見としても伺っております。

もう一つは、学力向上支援員ですけれども、生活相談員も兼ねてやってもらっておりますので、中学校においてそれぞれの力を発揮しているというふうに校長からいろいろ報告を受けております。

この特別支援の支援員については、昨年度までは各学校二人でした。今年度からお願いしまして、先ほど言ったようなことからお願いして、一人ふやしてもらっております。そういうふうにして授業の充実を図ってまいるといふことでふやしてもらったわけです。ですから、できれば今後もこの体制でいきたいというふうに考えております。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと、七十七ページの税務総務費の二十三節です。町税還付金が百六十七万ほどあるんですけども、事務的なミスか何かと連動して支払う必要が生じて払ったものも含まれているものなんでしょうか。この百六十七万ほどの内訳を明らかにしていただきたいと思います。

○委員長（前田信一君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

お答えいたします。還付金の発生状況ですけれども、個人町民税にあつては二十三件で百二十三万五千円、これは所得税の確定申告等により還付金が発生したものでございます。それと、法人町民税については十四件、五十八万五千円、これは法人町民税の確定申告による還付金でございます。次に固定資産税ですけれども、四件ございまして一万二千円、これは土地の所有権移転の未処理による還付金と償却資産の更正の請求による還付金でございます。軽自動車税ですけれども、六件ございまして五万六千二百円、これは軽自動車協会からの所有権移転や廃車の資料漏れによる還付金でございます。以上でございます。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今、内訳を個人住民税それから法人住民税など、確定申告に伴う、法人住民税なんかは予定納税だとかしていらっしゃる人もあるわけですので、それに伴うということなんですけれども、その中で固定資産税についても還付の対象になったのがありますよという説明があったんですけれども、その中に時々あるんですけれども、実態的にはその建物がない

のに、あるいは滅失している、あるいは取り壊している、そういうようなことなのに課税したというような事例はあったんですか、なかったんですか。

○委員長（前田信一君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

お答え申し上げます。今回の固定資産税の還付金については、土地にかかわるものが三件で、償却資産にかかわるものが一件で、家屋にかかわるものはございませんでした。以上です。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

八十五ページです。私ども藤崎町では福祉の主なる業務を民間、その中でも社協に委託している部分が多いんですけども、八十五ページの十九節の負担金補助及び交付金に町社会福祉協議会補助金三千九百九十万というふうに約四千万ほどでございます。それで、皆さんも新聞報道等でご承知のように、社会福祉協議会自身が貸し付けをしたり、そしてその貸付金の管理が適正でなかったと、あるいは使い込みをしたという事例も発生しているんですけども、藤崎の社会福祉協議会にはそういうのはないとは確信しておりますけれども、いずれにしても社協の会計監査というか監査業務、藤崎の場合はある程度農協関係でベテランの人なんかも携わっているようなんですけども、いずれにしても社会福祉協議会の会計監査や会計のルール、これを適正にやるために町としては何か要望していることはあるんですかということをまず一点お伺いいたします。

関連して、社協の管理は県社協なり、そして県社協とそれから青森県庁というか、県庁にも部局を置いて、特に適正な管理や会計がやられるようにしているんですけども、そういう指導というのは県庁や県社協が指導するものなんだと、

藤崎は関係ないんだというようなことなのか、今後の実態について、運営の実態についてお聞きいたします。

○委員長（前田信一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。委員ご指摘のとおり、平成二十一年度以降、県内における社会福祉協議会の不祥事は五件発生しております。そのことによりまして、県のほうから二十四年度末、つまり二十五年の二月でございますが、市町村の社協の会長、監事の会議、それから市町村の社協を担当する課長会議が二月に行われ、その適正化を図るように会議において厳しく指導されております。

それに基づいて、監査の体制がどのようになっているかという、まずご質問であります。社協独自の内部監査というのは年四回行われております。五月、八月、十一月、一月ということになっております。そして、町の監査委員、地方自治法百九十九条第七項に定める町の監査委員における監査は二年に一回程度行われております。そしてまた、町長権限による地方自治法第二百二十一条第二項のこれは調査ということになっておりますが、この調査事務をただいま申し上げた県等の会議において要請がございましたので、私のほうで二十五年、つまりことしの四月二十五日に社協の事務局において事務調査をしております。

また、ご質問の県のほうの指導監査ということになりますが、県のほうの指導監査は社会福祉法第七十条において八月二十三日に実施されております。それから、県社協の指導監査でございますが、この県社協の指導監査につきましては基本的には監査する権限がないということになっておりまして、県社協における監査指導はなされておられません。

それから、一番最初の町のほうから、または県のほうから何か社協のほうに要望していることがあるのかというご質問でございますが、私のほうで一応事務調査、監査みたいなことになりますが、調査を実施した内容におきましては特に指導する部分はなかったのであります。同じような事業が委員皆様ご存じのとおり、かなり多数、委託料や補助金が

交付されてございます。この内容が一部同じつづりの中に一緒に混在しているようなつづりもございましたので、明確にさせていただきたいという要望はしております。以上です。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

九十一ページなんですけれども、老人福祉センター費の中の十三の老人福祉センター耐震診断業務委託料百五十九万と。結果は耐震上は問題ないけれども、大規模な改修を行うというふうに聞いているんですけれども、私が聞くのは何なんですけれども、この耐震診断業務百五十九万というのは非常に安く、いい価格だなと思っておるんです。といいますのは、何か小畑の体育館だの中野目の体育館、今どういうふうになるかという、使われていないわけなんですけれども、一千万も二千万もかかるような、耐震診断やればかかるような話もしてあったんですけれども、この耐震診断の業務の委託という、簡易な耐震診断という意味だったんでしょうか。何かその耐震診断の委託の内容を若干お知らせしていただきたいと思います。

○委員長（前田信一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

まず、耐震診断には診断方法が何通りかございまして、常盤老人福祉センターに関しては鉄筋コンクリートということになりまして、その診断方法については一次診断、二次診断、三次診断という診断基準があることになっております。そして、当町が一応業者のほうに示した診断方法が、この中における二次診断ということで実施するように仕様書ではなっておりました。その二次診断というのは、はりなどの水平構造部分が壊れないという大胆な仮説をした上で、柱、壁などの下位を支えるそれぞれについてその壊れた別に分類したグループごとに強度と靱性を評価することにより、建

物全体の耐震性を判断するという事になって、最もポピュラーな診断方法ということになっておりますので、今ご心配いただいた簡便な方法という、そういうものではございません。以上です。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

手が挙がる人がなくなったので、だんだん終わりに近づいてきたのかなというふうにも見受けられますけれども、ページ数でいきますと百三十七ページでございます。その中の工事請負費、これは公園管理費の中の十五節、公園ベンチ改修等工事費三百四十六万となっているんです。これはベンチですよ。ベンチどれぐらい改修して、どこのベンチをどれぐらい改修して三百五十万ぐらいになったものなんでしょうか。お聞きいたします。

○委員長（前田信一君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。これは葛野児童公園と西豊田児童公園の二カ所分でございますが、葛野児童公園のほうにつきましてはベンチが六基、あと藤棚の下にあるテーブルが一組、あと藤棚本体が一カ所、西豊田児童公園につきましてはベンチが七基、同じく藤棚の下にありますテーブルが一組、あと藤棚が一カ所、これらがその上にある公園遊具点検業務委託において老朽化と、大分劣化してきてぐらつくとか、そういう異状が見られたので、今回改修するための工事費ということでございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

おらまたベンチばし、どんきでも直してこうなったんだべなというふうに、正確にはというか、公園ベンチなどだわけですね。改修等って書いてある。公園ベンチ改修等。公園ベンチなど改修だということで、多少は理解いたしました。それでは、具体的に言えばベンチだけを取りかえたのではないということですね。藤棚、それからそこにあるテーブルというか、そういうことで理解しないと三百何十万というのは素人の私でもちょっとあんまりだなと思ったりもしたんですけれども、そういう理解でよろしいんですか。

○委員長（前田信一君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

おっしゃるとおり、合計でいきますと、ベンチが十三基、テーブルが二組、藤棚が二カ所でございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

給食費のところなんですけれども、ページ数でいきますと百五十一ページの十六節の原材料費となっております。床防滑加工というんですか。材料費として百六十五万ほど支出したと。これは工事、給食センター建てたばかりなんですけれども、ふぐあいに基づく材料を提供したということなんでしょうけれども、材料を町で提供したということなんでしょうけれども、施工した業者、誰がこれ滑らないような工事をやったんですか。お聞きいたします。

○委員長（前田信一君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（佐々木盛男君）

お答えします。当初からの施工業者の南建設でございます。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今、南建設さんが施工、材料費の提供を受けてしたんだということですが、そうしますと施工に問題があったんですか。それとも何か我々が話した段階では、話というか、いろいろな委員会で話した中では設計やそういうものに大きな問題があったんじゃないかというふうなことなんですけれども、その辺はどういう認識でこういうふうになったんですか。これは教育長のほうが詳しいのかな。教育長にお聞きいたします。

○委員長（前田信一君）

教育長。

○教育長（武田 登君）

私も詳しくはないんですけれども、就任してからセンターについてはさまざまな問題点があるということで業者とかけ合ってきました。ただ、この床の場合についてはひび割れが多く、確かに工事の面で何年もたっていないのにこんなにひび割れがあるのではおかしいんじゃないかということで交渉した結果、南建設のほうでそれは責任を持って直しますということになりましたので、その前にただ滑って、水も使いますので、滑って転んでちょっと打った職員が二名ほどおりましたので、じゃあその機会にこの防滑のこともやろうということで、材料はこちらで提供するというので、そのひび割れを直すついでにそれをやってもらうということで実施したものであります。以上です。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ついでにやってもらおうということだったんでしょうけれども、本来ならば滑りやすい、ひび割れしているとかという

のであれば、材料費の提供もなく、業者の責任でやってしかるべきだったんじゃないんですか。その辺はどういう認識なんですか。

○委員長（前田信一君）

教育長。

○教育長（武田 登君）

当初の設計ではこれでいいというふうにして着工したと聞いております。ただ、使っている中でそういう滑って打ったという、転んだということが二件ありましたので、今後そういうことが起こらないようにということで職員の安全を考えて実施したものであります。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田信一君）

まず、本案に反対者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

詳しくは本会議で述べたいと思っておりますけれども、歳出全体では七十五億四千万円余であり、藤小のプールやあるいはグラウンドも完成にこぎつけたというようなことなど、暮らしや福祉に直結する予算ではあります。しかしながら、一つは具体的な質疑にはならなかったんですけれども、原子燃料サイクル施設対策補助金約五千万円ほど、笑っていらっしゃる方もいますけれども、せんだっての東奥日報紙上でもいまだに要望するという実態が圧倒的という状態であります。しかし、岩手県や秋田県には施設もなく、それでもやりくりしているという、そういう自治体、倒産しているわ

けでもありません。少なくとも電力会社が拠出してやっているこの補助金は電気料金の引き下げの財源やあるいは汚染対策、あるいは安全対策、廃炉作業、こういうものにこそ使うべきであり、もらえるものは何でも使おうという財政体質そのものは変えていかなければならないと思っております。

もう一つは、藤小グラウンド、プール完成させたのはよかったと思えますけれども、何かグラウンド、プールの管理費は七百万円以上にもなっているんですけれども、これは異常にちょっと高いかなというふうに思っております。

もう一つは、給食センターの整備に当たってふぐあいがある、きちんと施工業者の責任なのか、あるいは町にも相応の責任があったのか、その辺ははっきりさせるという意味で同意できません。

最後に、住宅建設、民活型というか、買い取り方式にしたんですけれども、分割発注して直接指名方式といいますか、そういう方向にすべきだという点でも私は同意できませんので、平成二十四年度一般会計歳入歳出決算に同意できません。

○委員長（前田信一君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。清水委員。

○清水孝夫委員

議案第五十六号平成二十四年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件に賛成するものであります。

理由は、差し引き残額も約二億円弱、あと財政調整基金にも繰り入れが一億円、減債基金にも四千万ということで、繰越額も二千三百万ほどで、非常に財政をきめ細かに考えての決算だと思っておりますので、賛成いたします。

○委員長（前田信一君）

小野委員。

○小野 稔委員

議案第五十六号に対して賛成するものであります。

今回の平成二十四年度藤崎町一般会計、平田町政になって、まずは農政に関してですけれども、いろいろな面で基幹産業である農林水産業、リンゴの減農薬栽培の推進、それから農道などの設備で特に農政課においては去年は大変忙しかったのにそれをなし遂げたということで、そしてまた商工においてはふじワングランプリなど、新たなそういう町の魅力を発信する観光の振興をやったのではないかとということで、この議案に対して賛成するものであります。

○委員長（前田信一君）

これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（前田信一君）

起立多数。よって、議案第五十六号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十七号平成二十四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

それでは、議案第五十七号平成二十四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、ご説明いたします。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。決算書の二百四ページをお開き願います。

第一款国民健康保険税第一項第一目の一般被保険者特別徴収国民健康保険税は、被保険者全員が六十五歳以上七十四歳までの世帯の世帯主に対して賦課するものであり、第一節の基礎分現年課税分及び第二節の後期高齢者支援金等分現年課税分を合わせた収入済み額が一千六百三十四万七千円余りとなったものであります。第二目の一般被保険者普通徴収

国民健康保険税は第一節の基礎分現年課税分、第二節の後期高齢者支援金等分現年課税分、第三節の介護納付金分現年課税分及び第四節から第六節までの滞納繰越分を合わせた収入済み額は三億七千六百十三万一千円余りとなり、第一節から第三節までの現年課税分の収納率は九二・三％となったものであり、第四節から第六節までの滞納繰越分を含めますと、収納率が六五・四％となったものであります。第三目の退職被保険者等普通徴収国民健康保険税は第一節の基礎分現年課税分、第二節の後期高齢者支援金等分現年課税分、二百六ページの第三節介護納付金分現年課税分及び第四節から第六節までの滞納繰越分を合わせた収入済み額が二千七百七十一万七千円余りとなり、第一節から第三節までの現年課税分の収納率は九五・五％となったものであり、第四節から第六節までの滞納繰越分を含めますと、収納率が八三・六％となったものであります。

二百六ページの第三款国庫支出金第一項第一目の療養給付費等負担金は、療養給付費等にかかわる実績に伴う国の定率負担金であり、収入済み額は三億九千四百七十二万一千円余りとなったものであります。第二目の高額医療費共同事業負担金は高額医療費共同事業拠出金に対する国庫負担金であり、収入済み額は一千八十一万六千円余りとなったものであります。第三目の特定健康診査等負担金は特定健診及び特定保健指導にかかわる費用に対する国庫負担金であり、収入済み額は三百八十八万円となったものであり、国庫負担金総額の収入済み額は四億九百四十一万八千円余りとなったものであります。

第二項国庫補助金第一目財政調整交付金の収入済み額は二億三百七十七万一千円で、内訳は療養給付費等にかかわる普通調整交付金が一億七千九百四十二万円、特別調整交付金は医療費の適正化に資する事業や健康づくりなどに資する事業などが対象となるものであり、収入済み額は二千四百三十五万一千円となったものであります。

二百八ページをお開きください。第三目の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は高齢受給者証の再交付事務に対する国庫補助金で、収入済み額は九万四千円余りとなったものであります。国庫補助金の総額は二億三百八十九万五千円余りとなったものであります。

二百八ページの第四款療養給付費交付金第一項第一目の療養給付費交付金は退職被保険者の療養給付費等に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であり、収入済み額は一億三千三百五万四千円となったものであります。

第五款前期高齢者交付金第一項第一目の前期高齢者交付金は、六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の加入率により各保険者間の負担調整を図るもので、社会保険診療報酬支払基金からの交付金の収入済み額は三億二千百六十七万七千円余りとなったものであります。

第六款県支出金第一項第一目の特定健康診査等負担金は特定健診等にかかわる費用に対する県負担金であり、収入済み額は三百八十八万円となったものであります。第二目の高額医療費共同事業負担金は高額医療費共同事業拠出金に対する県負担金であり、収入済み額は一千八十一万六千円余りとなったものであります。

第二項県補助金第一目の財政調整交付金の収入済み額は一億一千五百二十万円で、内訳は療養給付費等にかかわる普通調整交付金が九千九百六万三千円、特別調整交付金は医療費の適正化に資する事業や健康づくりなどに資する事業に対するもので、収入済み額は一千六百十三万七千円となったものであります。

第七款共同事業交付金、二百十ページをお願いいたします。

第一項第一目の高額医療費共同事業交付金は、高額医療費等が一件当たり八十万円を超える部分の額に一定率を乗じて得た額が青森県国保連から交付されるものであり、収入済み額は五千四百五十六万一千円余りとなったものであります。第二目の保険財政共同安定化事業交付金は、高額医療費等が三十万円を超えた場合、八万円以上八十万円までの部分に一定率を乗じて得た額が青森県国保連から交付されるものであり、収入済み額は一億八千二百四十二万四千円余りとなったものであります。

第八款財産収入第一項第一目の利子及び配当金は財政調整基金積立金利子であり、収入済み額は十二万五千円余りとなったものであります。

第九款繰入金第一項第一目の一般会計繰入金の第一節保険基盤安定繰入金は国保税の軽減に対する公費負担分であり、

収入済み額は七千二百五十一万円余りとなったものであります。第二節の職員給与費等繰入金は職員の給与費等であり、収入済み額は二千六百七十一万二千元となったものであります。第三節の助産費等繰入金は出産育児一時金に対する繰出基準に基づいた額を繰り入れしたものであり、収入済み額は四百四十六万円となったものであります。第四節の財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の安定化を図るため、地方財政措置相当額を繰り入れしたものであり、収入済み額は二千三百八十七万八千元となったものであります。第五節の特定健康診査等繰入金は、特定健診等に係る職員の給与費等に対し繰り入れしたものであり、収入済み額は六百七十二万九千元となったものであります。これらの繰入金は一般会計から繰り入れしたものであり、総額は一億三千四百二十八万九千元余りとなったものであります。

第二項基金繰入金第一目の財政調整基金繰入金は保険給付費等の財源に充てるため取り崩したものであり、収入済み額は七千万円となったものであります。

第十款繰越金第一項第二目の二百十二ページをお願いいたします。その他繰越金は前年度からの繰越金であり、収入済み額は三千八百五十九万七千元余りとなったものであります。

第十一款諸収入第一項第一目の一般被保険者延滞金は過年度分の国保税の納付の際に発生する延滞金であり、収入済み額が二百三万三千円余りとなったものであります。

第三項雑入第一目の一般被保険者第三者納付金は、交通事故等において治療に国民健康保険を使用したため、保険者負担分を使用者が納付したものであり、収入済み額は八十五万三千円余りとなったものであります。

二百十四ページをお願いいたします。第五目の雑入は、収入済み額が八万六千円余りで、平成二十二年度分の老人保健拠出金の還付金を雑入処理したものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。二百二十ページをお開き願います。

第一款総務費第一項第一目の一般管理費は職員の人件費等の経常経費が主なものであり、支出済み額は二千五百六十三万三千円余りとなったものであります。第二目の連合会負担金は青森県国保連の運営事務にかかわる町負担分であり、

支出済み額は百五十七万一千円余りとなったものであります。

二百二十二ページをお願いいたします。下段のほうの第二款保険給付費第一項療養諸費、二百二十四ページの第二項高額療養費、第三項移送費、二百二十六ページの第四項出産育児諸費及び第五項葬祭諸費は、一般被保険者及び退職被保険者にかかわる療養給付費等の実績によるものであり、もう一度二百二十二ページに帰っていただきたいんですけども、保険給付費の総額は支出済み額で十二億九千四百五十七万一千円余りとなったものであります。

二百二十六ページをもう一度お願いいたします。第三款後期高齢者支援金第一項第一目の後期高齢者支援金は、国県等の公費負担分とゼロ歳から七十四歳までの方々が後期高齢者医療費の一部として支援するものであり、第二目の後期高齢者事務費拠出金と合わせた社会保険診療報酬支払基金への支出済み額は二億六千八百六十五万七千円余りとなったものであります。

第四款前期高齢者納付金第一項第一目の前期高齢者納付金は、六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の加入率により社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであり、二百二十八ページの第二目の前期高齢者事務費拠出金と合わせた支出済み額は二十七万三千円余りとなったものであります。

二百二十八ページの第五款老人保健拠出金第一項第二目の老人保健事務費拠出金は、前々年度、平成二十二年度の精算にかかわるものであり、支出済み額は一万三千円余りとなったものであります。老人保健制度は平成二十年三月に廃止になりましたが、医療費の請求漏れや過誤納付、審査など、廃止に伴う精算の事務が現在も社会保険診療報酬支払基金において継続されているため、それらに伴う拠出金精算分などであります。

第六款介護納付金第一項第一目の介護納付金は、国県等の公費負担分と介護保険二号被保険者である四十歳以上六十五歳未満の方々から徴収した国保税の一部を財源とし、介護費用の負担分として社会保険診療報酬支払基金へ納付したものであり、支出済み額は一億三千九百九十二万円余りとなったものであります。

第七款共同事業拠出金第一項第一目の高額医療費共同事業医療費拠出金、第二目のその他共同事業拠出金及び第三目の

保険財政共同安定化事業拠出金は、青森県国保連が事業主体となり、高額な医療費に対応するため、単年度で財政負担をすることのないよう、県内全市町村が共同事業として対応するための拠出金であり、支出済み額は二億一千九百二十八万四千円余りとなったものであります。

二百三十ページをお願いいたします。第八款保険事業費第一項第一目の特定健康診査等事業費は、特定健診等にかかわる職員の人件費等の経常経費及び特定健診等の業務委託料が主なものであり、支出済み額は二千二百九十八万二千円余りとなったものであります。

第二項第一目の疾病予防費は、健康管理に対する意識の高揚と予防対策としてジェネリック医薬品利用差額通知業務委託料及び医療費通知業務委託料が主なものであり、支出済み額は百四十一万二千円余りとなったものであります。

二百三十二ページをお願いします。第九款基金積立金第一項第一目の財政調整基金積立金は、五千十三万円を積み立てたものであります。

第十一款諸支出金第一項第一目の一般被保険者保険税還付金は、国保を離脱しても届け出をしない場合や収入更正などによる国保税の還付金であり、支出済み額は八十三万四千円余りとなったものであります。第三目の償還金は、平成二十三年度分の国県療養給付費等負担金及び補助金等の精算にかかわる返還金であり、支出済み額は二千七百七十六万六千円余りとなったものであります。

二百三十六ページをお開きください。実質収支であります。収入総額が二十一億百十五万六千円余り、歳出総額が二十億四千七百七十八万八千円余りとなり、歳入歳出差引額は五千三百三十六万八千円余りとなったものであります。そのうち、国保財政調整基金へ三千万円を繰り入れし、残り二千三百三十六万八千円余りは平成二十五年度へ繰り越すものであります。

以上が議案第五十七号平成二十四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の概要説明でございます。

○委員長（前田信一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

非常に丁寧な説明いただきまして、ありがとうございます。

質問は、一つは二百三十二ページの基金のことなんでございます。失礼しました。その前に、二百二十二ページについてお聞きいたします。保険給付費です。ここで療養給付費ということで示されているんですけども、一般被保険者、退職被保険者も含めてなんでしょうけれども、よく一人当たり医療費ってどれぐらいかかっているんですかというデータなんか出されますよね。長野県は低いですよとか、そういうデータもあるんですけども、藤崎の場合、平成二十四年度または二十三年度においてはどれぐらい一人当たり医療費というのはいかかっているものなんですか。藤崎の場合、全県の中でどれぐらいなのかということ、その辺まずお聞きいたします。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。平成二十四年度の一人当たりの医療費のデータがまだ公表されていないため、平成二十三年度の状況についてお答えしたいと思います。数値は青森県の国保連で出しております国民健康保険図鑑のほうの数値を答弁させていただきます。一人当たりの医療費、青森県平均で二十一万八千三百一円となっております。我が藤崎町は二十二万四千九円で、県の平均より五千七百八円ほど高くなっております。県内の順位では、県内四十市町村のうち上から十五番目に高い金額となっております。以上であります。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

四十市町村のうちの中くらいだば二十だはんで、それよりもちょっと上だということなんです。医療機関が多いから、もうちょっと十番手ぐらいなのかなと思っていたんですけども。ちなみに、最近弘大の中路先生だとか青森県の健康とか長寿の講演だとか、それから本も出版されているんですけども、じゃあ青森県は全国的に見てその医療費の一人当たりの水準というか、それはどれぐらいになっているんですか。高いほうになっているんでしょうか、それとも低いほうになっているものなんでしょうか。中くらいとか、その辺、何かわかっていましたらお知らせ願えればと思います。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。これから申し上げる数値は国保新聞に掲載されていた数値なんですけれども、平成二十三年度の一人当たりの医療費の全国平均は三十万五千二百七十六円、青森県の平均が二十一万八千三百一円ですので、全国平均より青森県平均は八万七千円ほど低くなっております。以上であります。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

療養給付費といいますか、その中で高額にかかる医療もあるんですけども、私の常識で考えれば、がんの最終的な治療だとか、それからインスリンが必要な患者というか、そういうことも含まれるんだと思いますけれども、がんの治療だとかそういうので医療費が余計かかっているとか、そういうようなことはないんでしょうか。具体的にこの医療給付費のここ二、三年の動向というのはどういうふうになっていらっしゃるものなんでしょうか。二、三年というのは、二十四

年度決算ですので二十二年、二十三年とか、そういうことではどういうふうな推移になっているのでしょうか。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。疾病別の保険給付費を集計したデータは手元に持ってきておりません。ただ、それを集計しているかどうかちょっと今のところ定かではありません。以上です。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そういう詳しいことというよりも、保険給付費というのが二、三年なら二、三年、横ばい状態なのか、その辺、どういう状態なのかなということをお聞きしたんですけれども。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。保険給付費全体では、平成二十二年度が十二億八千六百万円余り、平成二十三年度が十二億八千七百万円余り、平成二十四年度が十二億九千四百万円余りと、若干、二十二年度と二十三年度と比較しては百万円ほどふえておりますし、二十三年度と二十四年度と比較しては七百万円ほどふえているという状況でございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

同じ項目なので、あとやめます。いずれにしても、がんだとか、私もたばこもやめられないで迷惑しているんですけども、たばこ税や何かちょっと入ってきているのかなと思いますけれども、この件の質問は終わりたいと思います。

二百三十二ページでございます。何かさっき大分詳しく説明もしていたんですけども、ちょっと聞き逃したんですけども、償還金というのがありますね。その中での三節、十一の諸支出金の償還金ですね。この中で、この返還金二千七百七十万円についても説明していたんですけども、ちょっと聞き漏らしたんですけども、具体的にこの返還、償還というのはどういう理由で返還しなきゃならなかったんですか。お聞きいたします。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。療養給付費に特定健康診査等の国庫負担金、県の負担金等は、年の途中で負担金が確定して、翌年度に精算するという制度になっております。この返還金の内訳は、平成二十三年度の国の療養給付費負担金の返還金が一千八百九十六万五千九百八十二円、同じく二十三年度の支払基金に対する療養給付費交付金の返還金が百八十六万九百八十八円、国の特定健康診査等国庫負担金の返還金が四十三万三千元、同じく県の特定健康診査等返還金が四十三万三千元、それから国の平成二十三年度高齢者医療制度円滑運営事業返還金が九千八百四十九万円で、合わせて二千七百七十万六千八百十九円となったものであります。以上であります。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうすると、年度の途中で仮に締めるといえば何なんですけれども、締めて、そして年度が二十三年度なら二十三年度全体が終わった段階で最終的な精算額が確定するから、余計もらっているのは返すようなシステムなんですよというこ

となんですか。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。ただいま浅利委員がおっしゃったとおりでございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

同じ二百三十二ページなんですけれども、国保の運営はどこも厳しい状況でもありますし、なおかつ自治体が苦しいというよりも、納付する人が大変厳しい状態にもあるわけでありまして。それで、一つの目安として、基金がどれぐらいあるのかというのも今後の国保全県一本化だとかそういうスケジュールも厚労省のほうで立てているようなんですけれども、二十五年度末には、この基金の調書を見ますと、三千五百十万円ほどになっているんですけれども、まず現在ではどういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。お聞きいたします。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。決算書の四百二十二ページの国保財政調整基金運用状況でございますが、三月三十一日現在では三千五百十万円ございましたが、欄外に注意書きということで、出納整理期間中、平成二十五年五月に五千十三万円を積み立てしておりますので、合わせますと八千五百万円余りとなるものと思っております。以上であります。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田信一君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十七号は認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩をいたします。再開時間は二時四十五分に再開いたします。

休 憩 午後二時二十六分

再 開 午後二時四十五分

○委員長（前田信一君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第五十八号平成二十四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

それでは、議案第五十八号平成二十四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきましてご説明いたします。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。二百五十ページをお開き願います。

第一款後期高齢者医療保険料第一項第一目の特別徴収保険料の収入済み額は四千八百八十七万九千円余りとなっております。第二目の普通徴収保険料は、第一節の現年度分普通徴収保険料及び第二節の滞納繰越分普通徴収保険料を

合わせた収入済み額が一千八百三十一万四千円余りとなり、普通徴収保険料の収納率は九五・七％となったものであります。また、保険料総額の収入済み額は六千七百十九万三千円余りとなり、収納率は九八・八％となったものであります。

第三款繰入金第一項第一目事務費繰入金の職員給与費等繰入金は、後期高齢者医療事務にかかわる町職員の給与費等にかかわる繰入金で、収入済み額は一千九百一十一万一千円余りとなったものであり、広域連合事務費繰入金は広域連合職員の給与費等にかかわる共通経費の町負担分を繰り入れしたものであり、収入済み額は六百十四万三千円となり、事務費繰入金の総額は二千五百十五万四千円余りとなったものであります。第二目の保険基盤安定繰入金は保険料の軽減額に対する公費負担分を繰り入れしたものであり、収入済み額は四千五百六万一千円余りとなったものであります。第三目の療養給付費繰入金は広域連合で給付を行っている療養給付費にかかわる町負担分であり、収入済み額は一億四千九百六十五万九千円余りとなったものであります。これらの繰入金はいずれも一般会計から町負担分として繰り入れしたものであります。

第四款後期高齢者医療広域連合支出金は、二百五十二ページをお願いいたします。第一項第一目の後期高齢者医療制度補助金は、町が実施している高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業に対する広域連合からの補助金で、収入済み額が十四万四千円となったものであります。

第五款繰越金は前年度からの繰越金であり、収入済み額は百八十六万九千円余りとなったものであります。

第六款諸収入第三項第一目の返納金は、前年度の療養給付費の確定に伴い、広域連合から返納金として返還されたものであり、収入済み額は二十二万九千円余りとなったものであります。

次に、歳出につきましてご説明いたします。二百五十八ページをお開き願います。

第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、町職員の人件費等の経常経費、後期高齢者医療システムの保守業務委託料などが主なものであり、支出済み額は一千八百五十九万六千円余りとなったものであります。

第二項第一目の徴収費は徴収にかかわった費用であり、支出済み額は二十一万三千円余りとなったものであります。

二百六十ページをお願いいたします。第二款後期高齢者医療広域連合負担金第一項第一目の後期高齢者医療広域連合負担金の保険料等負担金は、町で徴収した保険料及び保険料軽減額の公費負担分の保険基盤安定負担金等を広域連合へ納付するものであり、支出済み額は一億一千二十二万五千円余りとなったものであります。広域連合事務費負担金は広域連合職員の給与費等に係る共通経費の町負担分であり、支出済み額は六百十四万三千円となったものであります。療養給付費負担金は広域連合で給付を行っている療養給付費にかかわる町負担分であり、支出済み額は一億四千九百六十五万九千円余りとなったものであります。これらはいずれも広域連合へ支払った負担金であり、負担金の総額は支出済み額で二億六千六百二万七千円余りとなったものであります。

第三款諸支出金第二項第一目の一般会計繰出金は、前年度の療養給付費負担金の確定に伴い、広域連合から返納された返納金を一般会計へ繰出金として精算したものであり、支出済み額は二十二万九千円余りとなったものであります。

二百六十二ページをお開きください。実質収支であります。歳入総額が二億八千九百五十一万八千円余り、歳出総額が二億八千五百十九万一千円余りとなり、歳入歳出差引額は四百三十二万七千円余りとなったものであり、これは平成二十五年度へ繰り越しするものであります。

以上が議案第五十八号平成二十四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の概要説明でございます。

○委員長（前田信一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいくと、二百六十一ページです。二百六十一ページの十九節負担金補助、後期高齢者医療広域連合負担金、

実際、後期高齢者を広域連合でやると、当時から今も論としては広域的なのでやるというのと、県庁にみんな任せてまればいいんだねというのもないわけではないんですけれども、現状この後期高齢者広域連合というのは、町長クラスの人も委員になっているんですけれども、これ何人ぐらいのスタッフで実際はこの事務やそういうものを取り仕切っているものなんですか。ちょっと見に行ったこともないのでわからないんですけれども、どれぐらいの人がスタッフでやっているものなんでしょうか。

うちの町長はあれでないですね。議長もない。広域連合だはんで、その事務スタッフというのはどれぐらいの人がかかわってこれをやっているのかということなんですけれども。わからなければ明日も委員会ありますので、明日でもよろしいです。

○委員長（前田信一君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

後期高齢者医療広域連合の正確な職員数については現時点では把握していませんので、本委員会終了後問い合わせして明日でも回答したいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（前田信一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

本委員会終了してじゃなくて、本委員会中。あしたでいいです。

○委員長（前田信一君）

住民課長、それでよろしいですか。住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

それでは、あしたの委員会開会前に報告いたします。以上です。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決します。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田信一君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十八号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十九号平成二十四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

それでは、議案第五十九号平成二十四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、ご説明を申し上げます。

それでは、三百二ページの実質収支に関する調書をお開き願います。平成二十四年度の決算は、歳入総額が十七億一千四百四十七万一千九十八円、歳出総額は十六億七千二百二万九千五百二十二円となり、歳入から歳出を差し引いた剰余金三千九百四十四万二千四十六円は、その全額を地方自治法第二百三十三条の二の規定により、介護保険財政調整基金へ積み立てしたものであります。

次に、二百六十八ページ以下の歳入歳出決算書款項別集計表、またその詳細につきましては二百七十六ページ以下の決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

それでは、二百六十八、二百六十九ページの歳入歳出決算書款項別集計表をお開き願います。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

第一款保険料第一項介護保険料は、調定額二億八千二百二十八万九千六百二十二円に対し、収入済み額二億七千九十二万一千四百六十二円で、収納率は九六・〇%となりました。

第三款の国庫支出金は四億四千七百十三万五千八百十円となり、第四款の支払基金交付金は四億六千八百二十一万八千六百九十九円、第五款の県支出金は二億四千七百八十四万三千二百七十五円となったものであります。

続きまして、第六款の財産収入は介護保険財政調整基金の利息であり、三千六百二十二円となったものであります。

第七款繰入金第一項の一般会計繰入金は二億六千六百五十二万三千円となり、第二項の基金繰入金一千三十三万五千円は介護保険財政調整基金からの繰入金でございます。

続きまして、第九款諸収入第三項雑入四十九万八千六十円は、包括支援センターシステム使用料が主なものであります。

次に、歳出についてご説明を申し上げますので、二百七十ページをお開き願います。

第一款総務費第一項総務管理費四千四百二万五千二百十八円は職員人件費等が主なものであり、対前年度比一七・三%の減となりました。減少した主な要因といたしましては、第五期介護保険事業計画の策定業務と介護報酬の改定に伴うシステム改修業務が終了したことによるものであります。

次に、第二項の徴収費七十二万五千七百二十三円は、保険料の決定通知等の通信運搬費が主なものであります。

次に、第三項の介護認定審査会費一千二百五十四万六千四百十三円は介護保険の要介護度等の判定に係る費用で、津軽広域連合の介護認定審査会の負担金五百四十六万六千円が主なものであります。

次に、第四項の趣旨普及費四十万三千二百円と第五項の介護保険運営協議会費十五万二百七十円は、制度の普及と介護保険運営協議会の費用でございます。

次に、第二款の保険給付費は十五億七千六百五十万九千五百七円となり、前年度比一・一%の増となったものであります。

次に、第三款の地域支援事業費第一項の介護予防事業費五百五万三千六百三十九円は、一号被保険者全てを対象とした一次予防事業と、要介護状態になるおそれが高いと認められた高齢者に対する二次予防事業の経費であり、介護予防のための運動機能の維持向上のための事業や閉じこもり予防事業を実施したものであります。

次に、第二項の包括的支援事業任意事業費二千百三十二万二千二百円は、地域包括支援センターの運営に係る費用等であります。

次に、第四款基金積立金第一項基金積立金八百六十三万八千五百三十九円は、介護保険財政安定化基金特例交付金と、介護保険財政調整基金から発生した利子を基金へ積み立てしたものであります。

次に、第五款諸支出金第一項償還金及び還付加算金二百六十五万四千三百四十三円は、平成二十三年度分の国県補助金等の精算による返還金が主なものであります。

次に、決算事項別明細書によりご説明を申し上げますので、二百七十六、二百七十七ページをお開き願います。

まず、歳入の第一款保険料第一項介護保険料第一目の第一号被保険者保険料は二億七千九十二万四千四百六十二円となり、徴収率は九六・〇％、対前年度比は〇・一％減となりました。要因は、現年度分の普通徴収保険料の占める割合が保険料全体で高くなったことによるものであります。なお、二年の時効などによる不納欠損額は二十六件、百三万六百七十円でありました。

次に、第三款国庫支出金第一項国庫負担金第一目の介護給付費負担金二億九千二百四十六万六千二百二十円は、居宅介護給付費用に対する二〇％、施設等介護給付費に対する一五％分の国の法定負担金であります。

次に、第二項国庫補助金第一目の調整交付金一億四千四百三十三万六千円は、国が各市町村の施設等給付費の状況により調整した結果支出されるもので、九・二二％の交付となったものであります。次に、第二目の地域支援事業交付金（介護予防事業）の百四十九万六千七百五十円は、介護予防事業費に対する二五％分の国の法定負担金であります。

次に、二百七十八、二百七十九ページをお開き願います。第三目の地域支援事業交付金（包括的支援事業任意事業）八

百八十三万六千九百四十円は、地域支援事業費等に対する三九・五％分の国の法定負担金であります。

第四款支払基金交付金第一項支払基金交付金第一目の介護給付費交付金四億六千四百五十七万九千八百六十九円と第二目の地域支援事業支援交付金三百六十三万一千円は、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費と、介護予防事業に対する二九％分の法定負担金であります。

次に、第五款県支出金第一項県負担金第一目の介護給付費負担金二億三千四百四万二千八十円は、居宅介護給付費に対する一二・五％分と施設等介護給付費に対する一七・五％分の県の法定負担金であります。

次に、第二項県補助金第一目の地域支援事業交付金（介護予防事業）七十四万八千三百七十五円は、介護予防事業に対する一二・五％分の県の法定負担金であります。次に、第二目の地域支援事業交付金（包括的支援事業任意事業）四百四十一万八千四百七十円は、包括的支援事業費等に対する一九・七五％分の県の法定負担金であります。

次に、二百八十、二百八十一ページをお開き願います。第三目の介護保険財政安定化基金特例交付金八百六十三万四千三百五十円は、介護保険法の改正により、県の財政安定化基金のうち必要額を確保した上で余裕分については各拠出者に返還できるようになったことにより交付されたルール分であります。

第七款繰入金第一項一般会計繰入金第一目の介護給付費繰入金二億二百五十八万七千円は、介護給付費に対する一二・五％分の町の法定負担金であります。次に、第二目の地域支援事業繰入金（介護予防事業）六十九万四千元は、介護予防事業費に対する一二・五％分の町の法定負担金であります。次に、第三目の地域支援事業繰入金（包括的支援事業任意事業）四百三十五万四千元は、包括的支援事業費に対する一九・七五％分の町の法定負担金であります。次に、第四目のその他一般会計繰入金五千八百八十八万八千元は、職員人件費等の事務費に対する一般会計からの繰入金であります。

次に、二百八十二、二百八十三ページをお開き願います。第二項基金繰入金第一目の介護保険財政調整基金繰入金一千三十三万五千元は、財源補填のため基金から繰り入れしたものであります。

次に、支出についてご説明を申し上げますので、二百九十二、二百九十三ページをお開き願います。

第二款保険給付費第一項介護サービス等諸費第一目の介護サービス等諸費十四億一千三百六十一万六千七十六円は、要介護状態にある方がお使いになったサービス給付費であり、対前年度比では一・二%の伸びとなったものであります。内訳といたしましては、居宅介護サービス給付費が五億三千六百三万一千八百十七円、対前年度比三・二%の増、地域密着型介護予防サービス給付費が二億六千四百二十八万三千五百六十円、対前年度比三・二%の増、施設介護サービス給付費が五億三千六百八十三万八千八百九十二円、前年度比一・八%の減となったものであります。

次に、二百九十四、二百九十五ページをお開き願います。第二目の介護予防サービス等諸費五千三百四十五万六千二百七十八円は、要支援状態にあるお方がお使いになった介護予防に係る費用で、前年度比では二・五%の減となりました。

次に、第三項高額介護サービス等費第一目の高額介護サービス等費三千八百一万二千五百七円は、同一月内に受けたサービスの自己負担額がそれぞれの世帯の所得状況により定められている額を超えた場合に支給されるもので、四・六%となりました。

次に、第四項高額医療合算介護サービス等費第一目の高額医療合算介護サービス等費二百五十五万七千二百九十一円は、介護保険と医療保険の両方を利用したときの年間の自己負担額が世帯の所得状況により定められている額を超えた場合に支給したものであります。

次に、第五項特定入所者介護サービス等費第一目の特定入所者介護サービス等費六千七百六万五百十円は、所得の低い方が施設サービス等を利用した場合に、保険料の段階により、その食費、住居費等の一部を支給したものであります。

次に、二百九十六、二百九十七ページをお開き願います。第三款地域支援事業費第二項包括的支援事業・任意事業費第一目の介護予防ケアマネジメント事業費四百二十万六千円と第二目の総合相談・権利擁護事業費五百七十五万九千円、そして次のページの第三目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費千五十六万七千七百二十四円は、地域包括支援センターの運営に係る費用でございます。

以上、平成二十四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件についての概要であります。

○委員長（前田信一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと、二百九十七ページの介護予防事業費となっているんですけども、その中の一次予防事業費について、とりあえずお聞きいたします。委託料で二百七十七万ほどになっておるんですけども、その中で閉じこもり予防というのが百十五万、これとその下の運動機能向上支援ということになっているんですけども、もうちょっと具体的にどういうことをやっていたらっしゃるものなんでしょうか。その事業の委託の内容ですね。そのことをお聞きいたします。

○委員長（前田信一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。まず、高齢者支援対策事業のうち閉じこもり予防事業、委託料百十五万五千円の内容でございますが、これがまず名称が元気教室となっております。社会福祉法人さんふじさんのほうに委託して、月二回事業を実施しております。主な内容といたしましては、書道、手芸、調理教室や遠足などを実施いたしまして、実施場所としては町文化センター、それから常盤地域では常盤老人福祉センターを利用して実施しております。参加者につきましては、藤崎地域が十六名、常盤地域が十六名、年間全体として延べ四百三名ということの実施者でございます。

それと、もう一つのほうが運動機能向上支援事業ということで、これは百六十一万七千円の委託料になっております。

委託先がニチイ学館、そして事業の実施回数が月二回、実施場所がこれも先ほどと同じ場所になりますが、町文化センター、それから常盤地域は常盤老人福祉センターでございます。事業の内容といたしましては、筋力維持と転倒予防を目的といたしまして健康チェック、ストレッチ及び健康ダンスなどを健康運動士などにより健康指導を行っております。参加者の数が藤崎地域が二十二名、常盤地域が十三名、年間の延べ参加者が三百六十四名という状況でございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

私も前期高齢者の仲間入りをしてしまいました。いずれにしても、ニチイ学館さんにも委託してやったりしているんですけども、対象は何なんですか。年いった人が対象だというよりも、要支援一、二だとか、そういう人が対象なんですよね。というふうに理解してよろしいんですか。

○委員長（前田信一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。まず、第一次予防事業の対象者につきましては、一号の被保険者全てが対象ということになっておりまして、元気な高齢者という位置づけされております。そして、二次予防事業に関しては、要介護、要支援の対象者ではないと。そのおそれがある方を対象として実施しているものでございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと、二百九十三ページの介護サービス等諸費ですけれども、施設介護サービス給付費五億三千六百八十三万ということで、何かさっきの説明でいきますと、私のメモによると、若干でも減っている、〇・一八%ぐらい金額としては減っているんだという説明があったように思うんですけれども、その要因はどういうことが考えられますでしょうか。

○委員長（前田信一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。私もその辺について、同じようにちょっと不思議な点がございましたので、少し調査してみました。そして、その原因というか、恐らくそうであろうということしか言えないんですが、使われている、施設を利用されてる方についてはほぼ同数でございました。そして、しからばなぜ給付費が下がっているのかなということになるんですが、やはり要介護度が低い方がこの施設を利用されていたということでございまして、それが一番の要因でありました。そして、逆に地域密着型が若干その分をフォローしているような形で金額的にはふえているという形で、私のほうではそういう検討内容になってございます。以上です。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

二百七十七ページの介護保険の保険料についてお尋ね申し上げます。なかなか介護保険料、その他の税金もあって、払いたくても経済的なとか、さまざまな問題があって納められない方がいらっしゃるのも現実でございます。そういった方々が介護サービスを受ける際、どのようなものになるのか。例えば制約があるのか、そういうものがないのかとか、そういうのをちょっとまずお尋ねしたいと思います。

○委員長（前田信一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

滞納者に関しての給付サービスの制限というのは、基本的には今現在とっておりません。それに関連して、所得が低くていろいろなサービスを受けているという方に対しては、先ほども説明の中で申し上げましたが、高額な介護予防、ある程度上限を定めて、それ以上かかってもその分はお返しすると、そういう制度になっております。以上です。

○委員長（前田信一君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

町民の方、特に高齢者の方とお話しする場合もあるんですけども、なかなか介護保険導入になってもう数年たっているんですけども、まだまだ町民の方、要は国民にも理解されていなくて、介護保険、本当は使えるのにわからなくてサービスを受けられない方ってまだまだ私たくさんいると思うんですよ。そういった中において、今後町としてますます高齢社会が進むこの時代に、どうやって今度そういう部分で広報していくのかというところをお尋ね申し上げたいと思います。

○委員長（前田信一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答え申し上げます。まだ住民のほうに介護保険制度が末端まで行き届いていないのではないかとのご質問でございます。そういう方がおられるということは、まことに私たちの力不足であろうと深く反省いたします。これまでも介護保険事業に関してはいろいろな広報活動をしてまいったわけではありますが、そういう声があるということを受けとめまし

て、今後も今以上に普及に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（前田信一君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田信一君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十九号は認定すべきものと決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後三時二十三分
